

外国人労働者労働災害防止・労務管理講習会

労働災害発生状況 安全衛生管理等について



目次

- | | | | |
|---------------------------------|----|---------------------------------------|----|
| ○ 第13次労働災害防止計画・・・ | 2 | ○ 飲食店の労働災害を防ごう・・・ | 34 |
| ○ 労働災害発生状況等〔全国〕・・・ | 3 | ○ 職場の転倒災害を防ぎましょう
STOP転倒災害プロジェクト・・・ | 40 |
| ○ 労働災害発生状況等〔東京〕・・・ | 6 | ○ 「腰痛予防対策指針」のポイント・・・ | 44 |
| ○ 労働災害発生状況等〔青梅〕・・・ | 10 | ○ 法律による重量物取扱い等・・・ | 48 |
| ○ 職場における労働災害
防止対策の推進について・・・ | 16 | ○ STOP！一酸化炭素中毒・・・ | 49 |
| ○ 外国人労働者における
労働災害防止の留意事項・・・ | 18 | ○ 安全衛生教育の実施等・・・ | 50 |
| ○ 機械災害防止対策・・・ | 22 | ○ リスクアセスメント・・・ | 53 |
| ○ 墜落転落防止対策のポイント・・・ | 26 | ○ 厚労省 職場の安全サイト・・・ | 54 |
| ○ 働く人に安全で安心な
店舗・施設づくり推進運動・・・ | 30 | ○ 各種対策リーフレット案内・・・ | 56 |
| | | ○ 最近の法改正など・・・ | 58 |

第13次東京労働局労働災害防止計画 ～ Safe Work TOKYO ～

「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」



第13次防口ゴマーク

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、
「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。

- 死亡災害：** 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害：** 増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

(上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)

- ・建設業における死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- ・製造業については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
- ・陸上貨物運送事業の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ・第三次産業
 - 小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- ・メンタルヘルス対策 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
- ・腰痛対策 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ・熱中症対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策
 - ⇒ 局署、受注元方事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。
- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
 - ⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
 - ⇒ “Safe Work TOKYO” を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

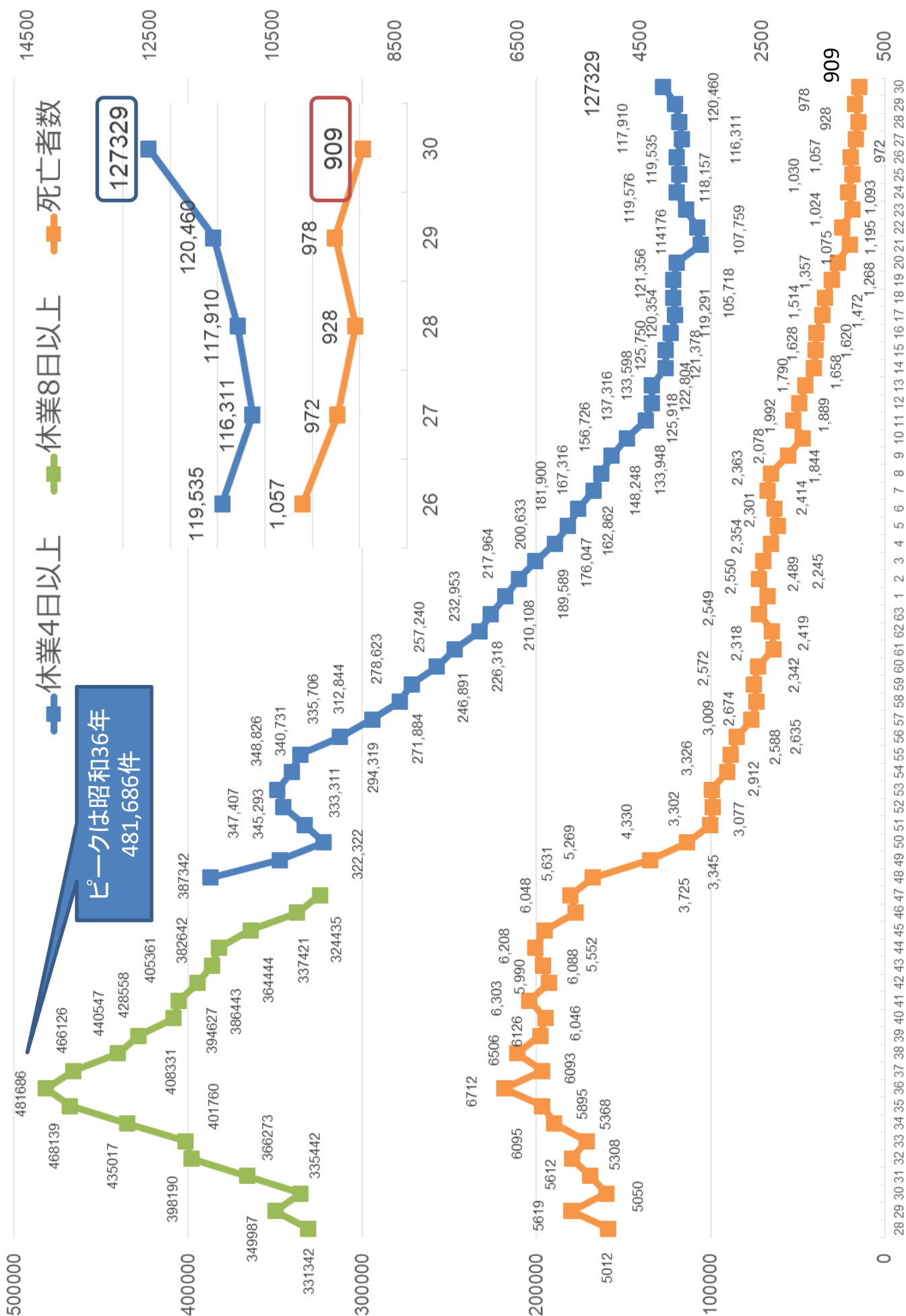
計画のねらい

基本目標

小目標

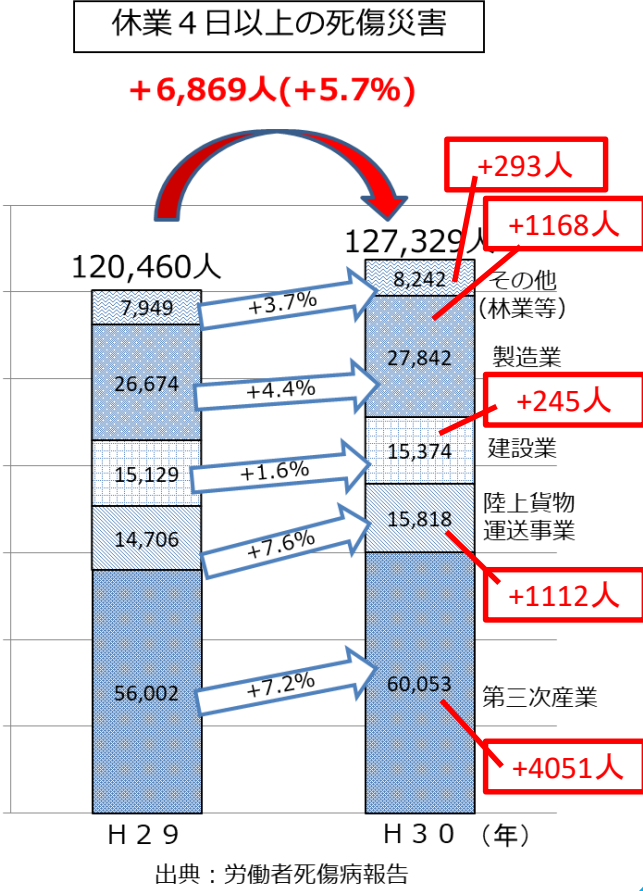
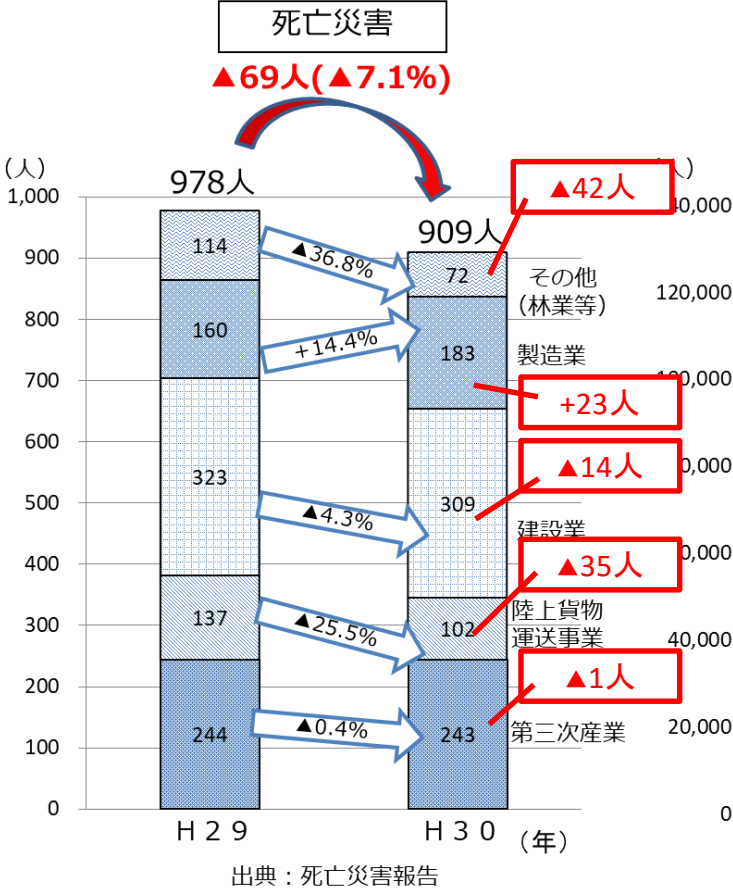
基本的考え方

全産業における死傷者数の推移 [全国]

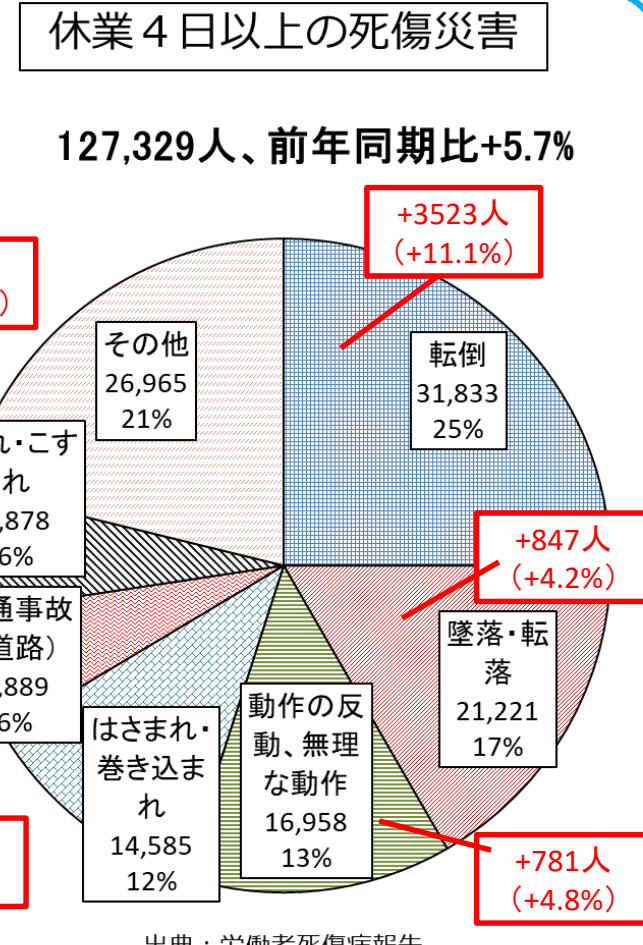
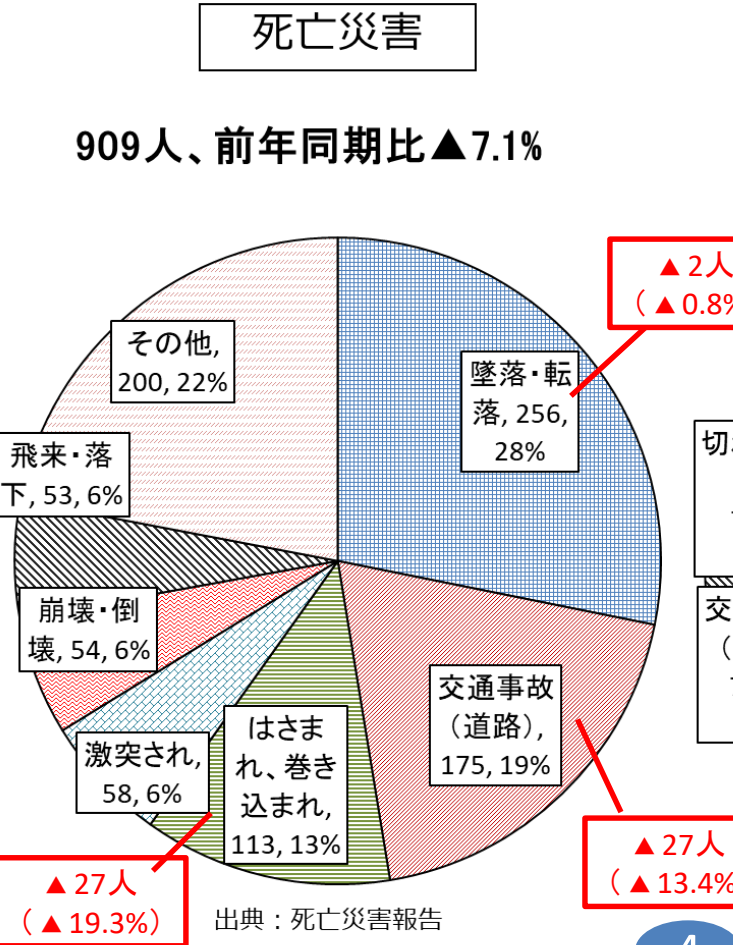


労働災害発生状況（H30）確定版〔全国〕

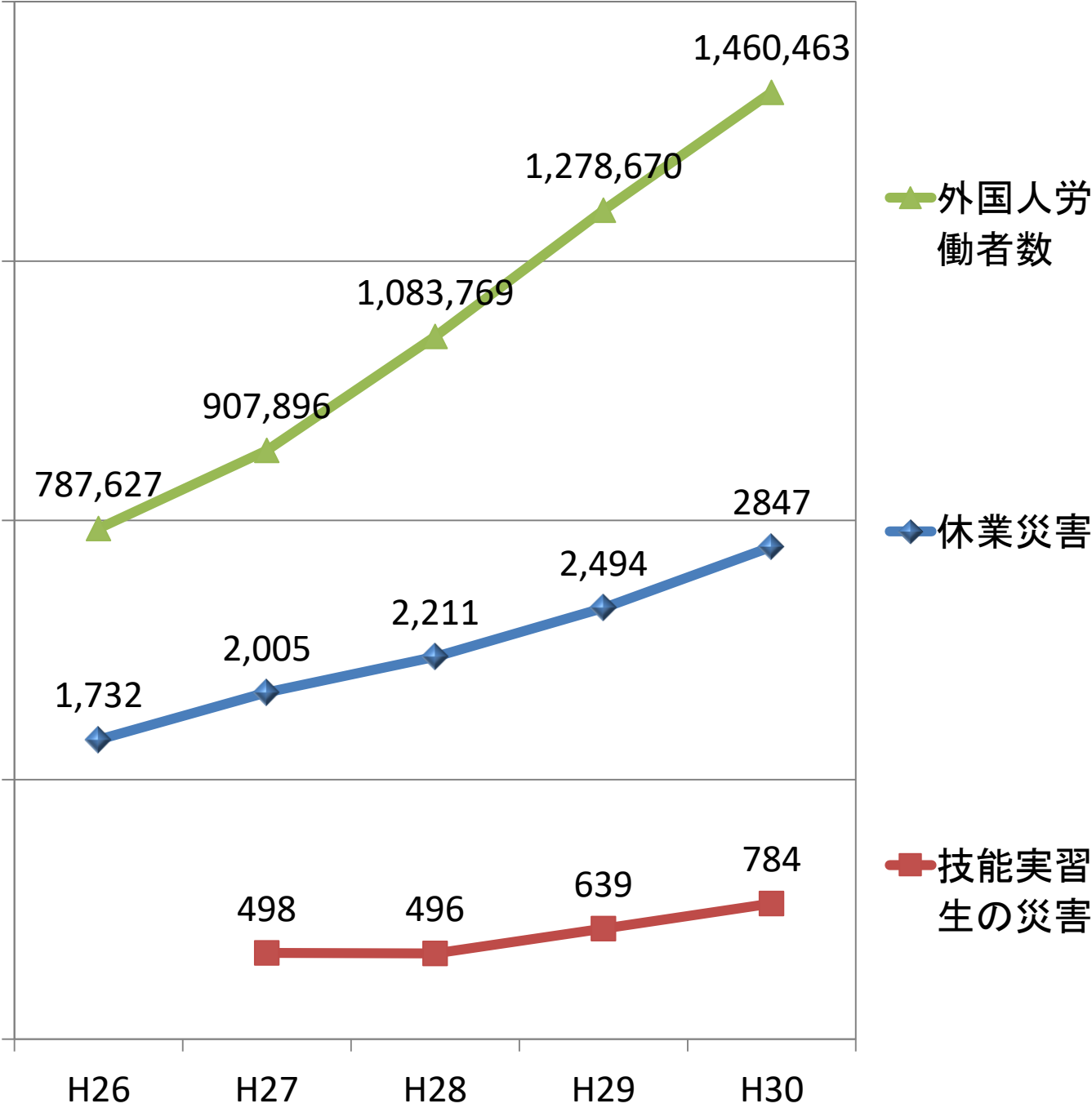
※ 平成30年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、4月8日までに報告があったものを集計したもの



事故の型別労働災害発生状況（H30）確定版〔全国〕

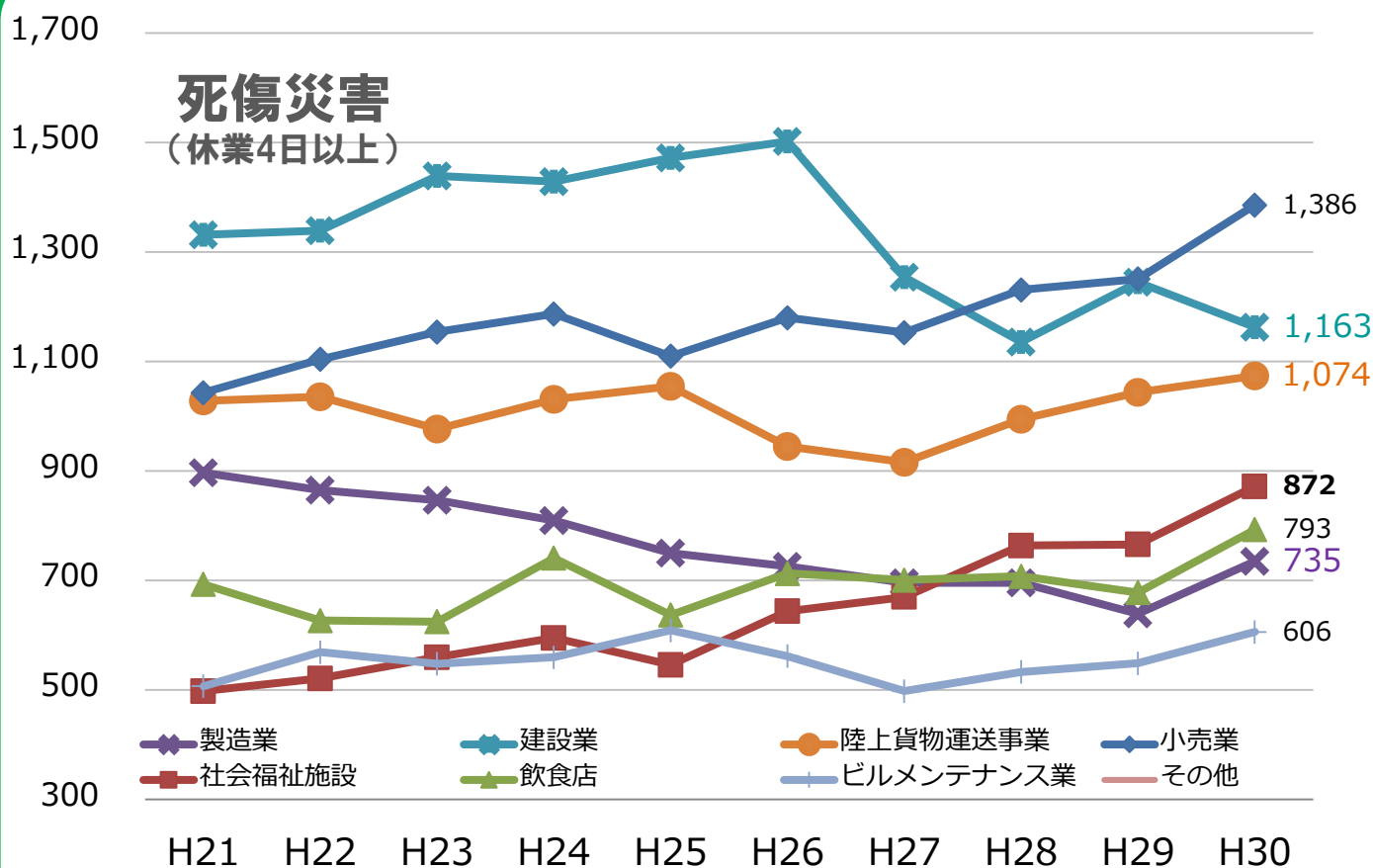


外国人労働者にかかる死傷者数

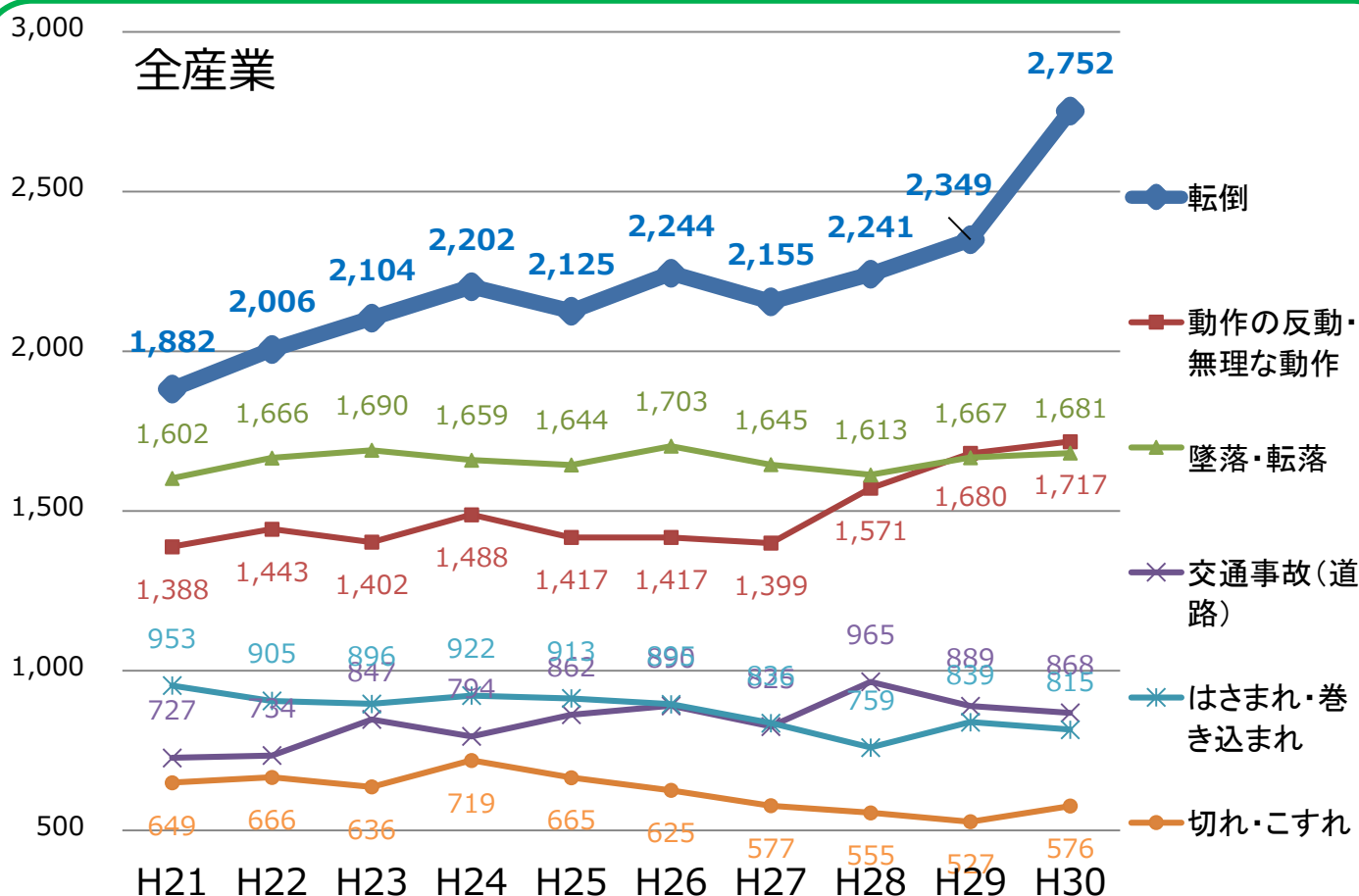


	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
死傷者数	1,732	2,005	2,211	2,494	2,847
外国人労働者数	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463
技能実習生 死傷者数		498	496	639	784
技能実習生人数	-	168,296	211,108	257,788	308,489

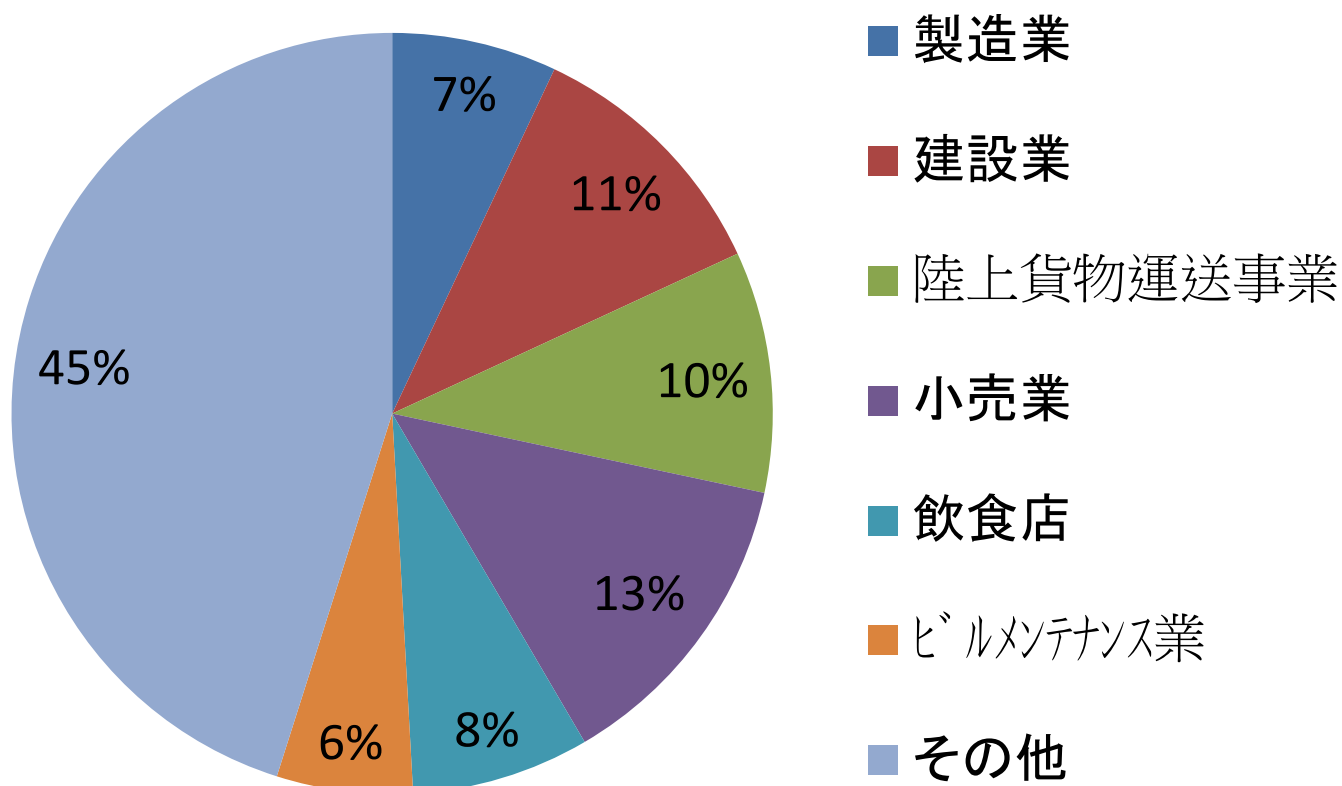
業種別・死傷災害発生状況の推移（H21-H30） [東京]



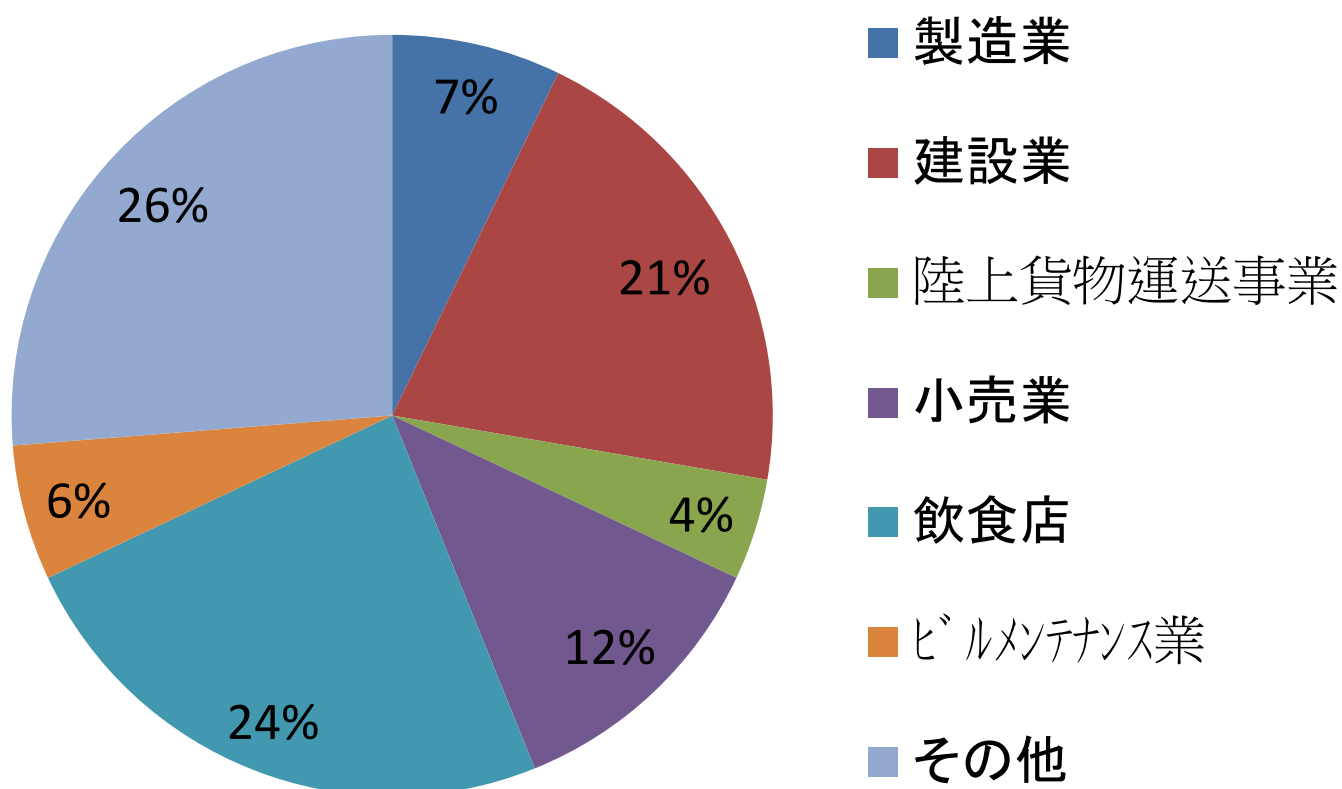
事故の型別・死傷災害発生状況（H21-H30） [東京]



業種別死傷災害発生状況【全労働者】H30【東京】

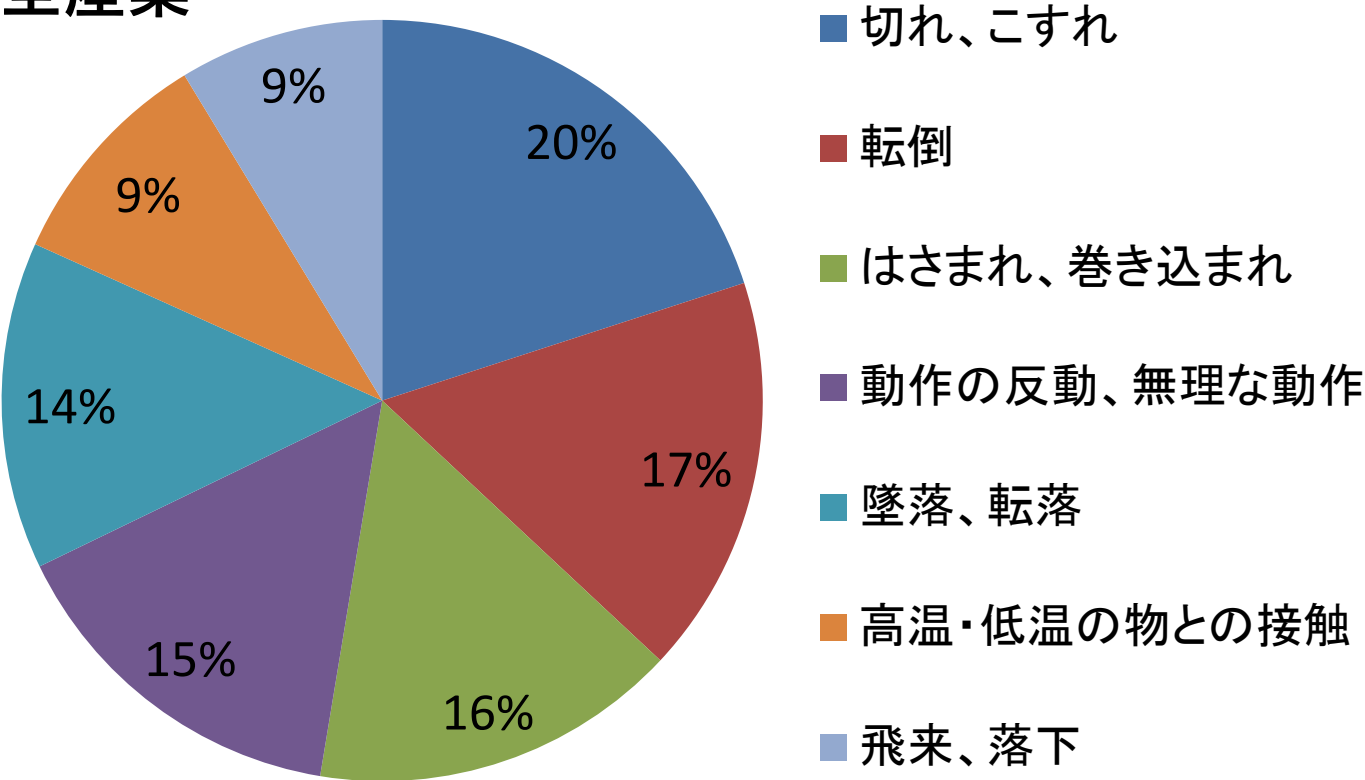


業種別死傷災害発生状況【外国人労働者】H30【東京】

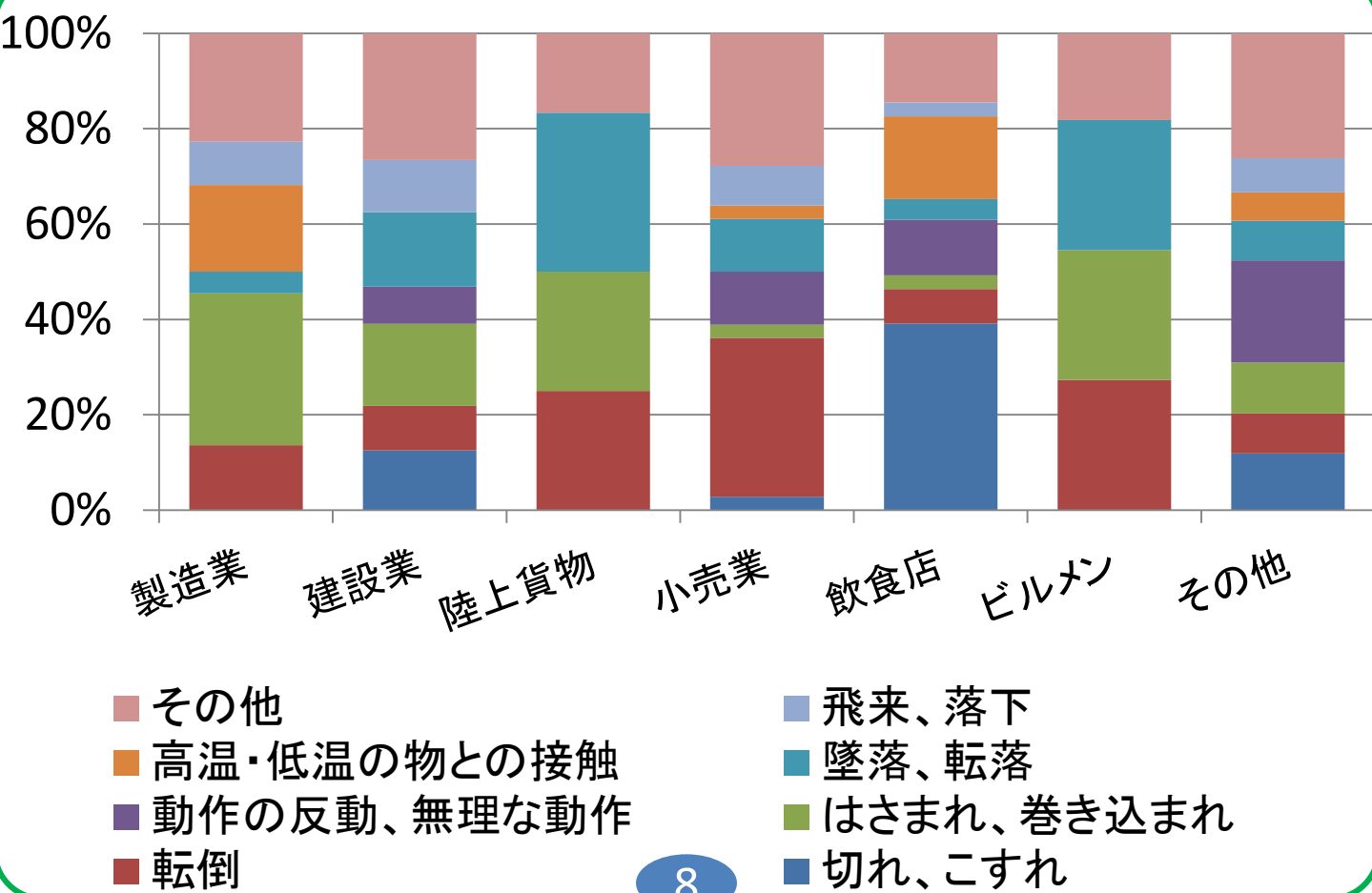


事故の型別死傷災害状況【外国人労働者】H30【東京】

全産業

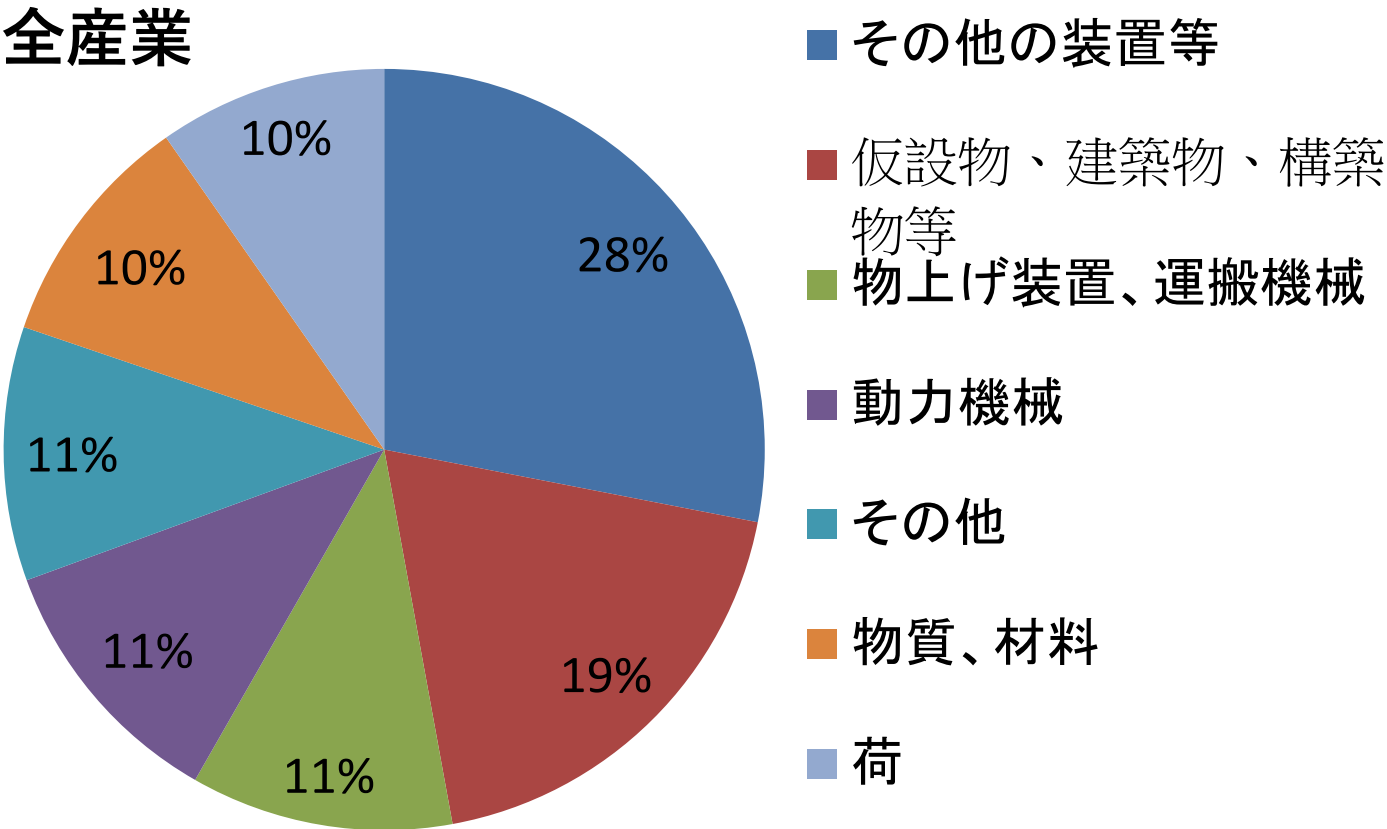


事故の型別死傷災害状況【外国人労働者】H30【東京】

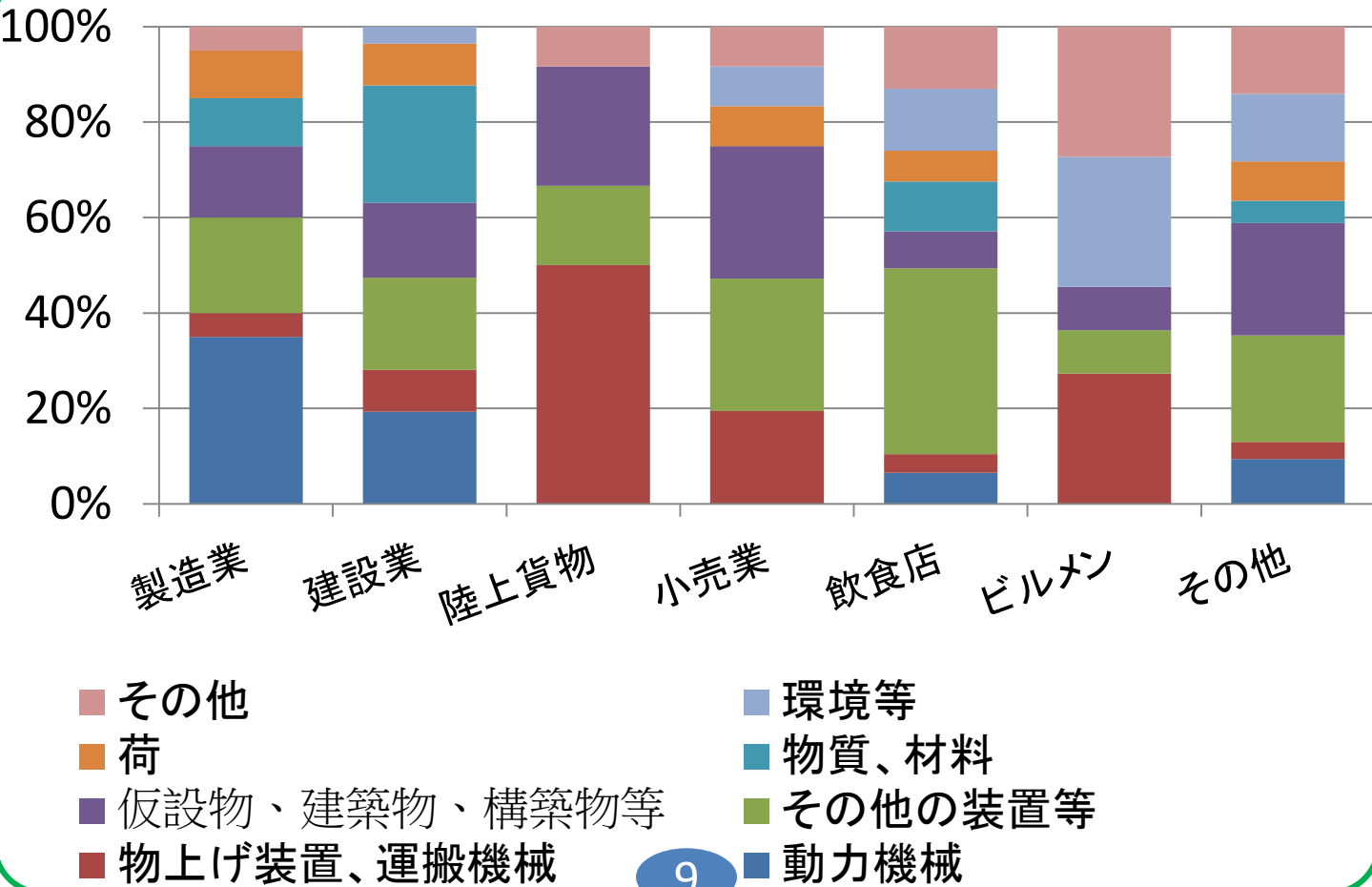


起因物別死傷災害状況【外国人労働者】H30【東京】

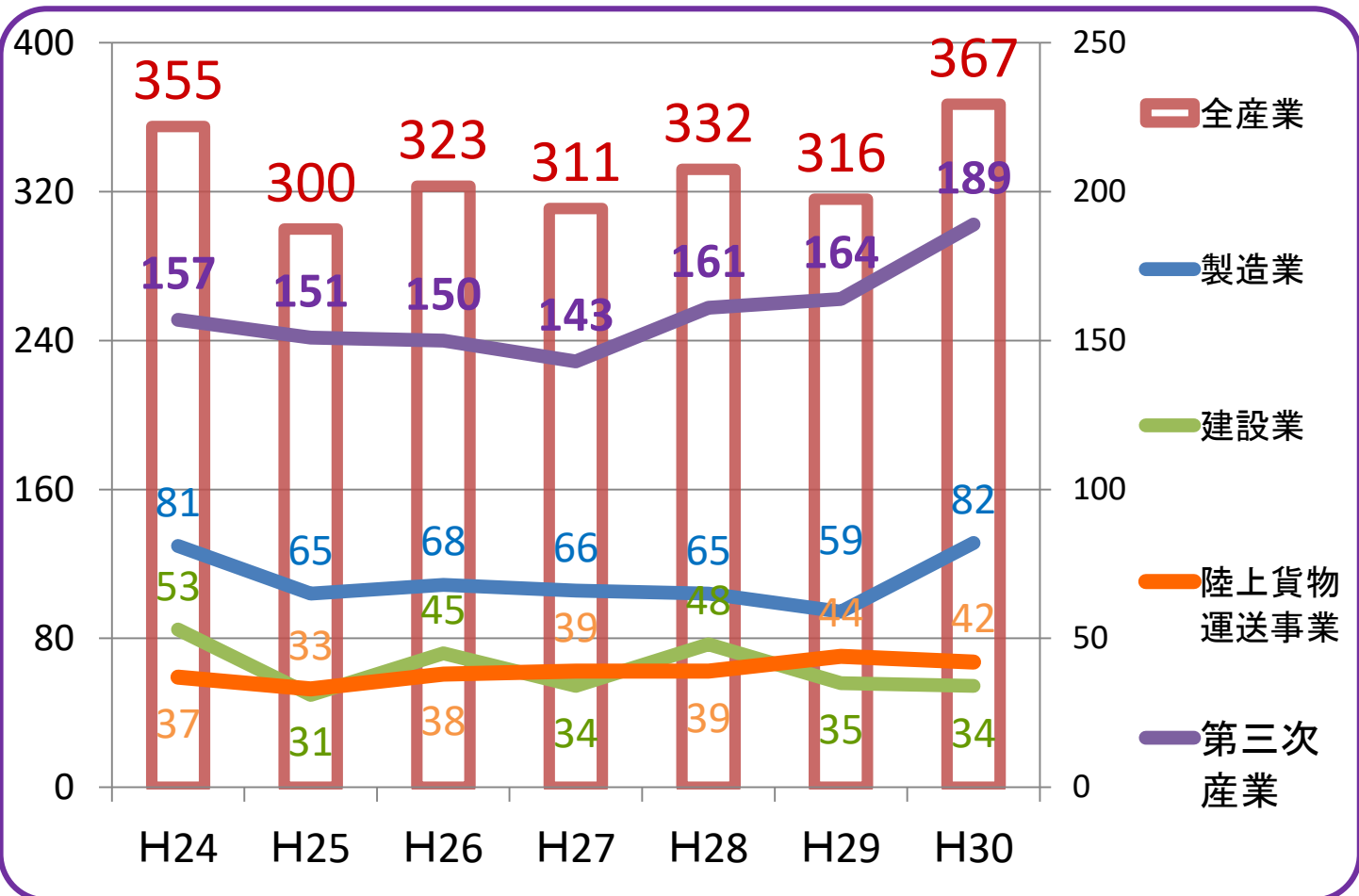
全産業



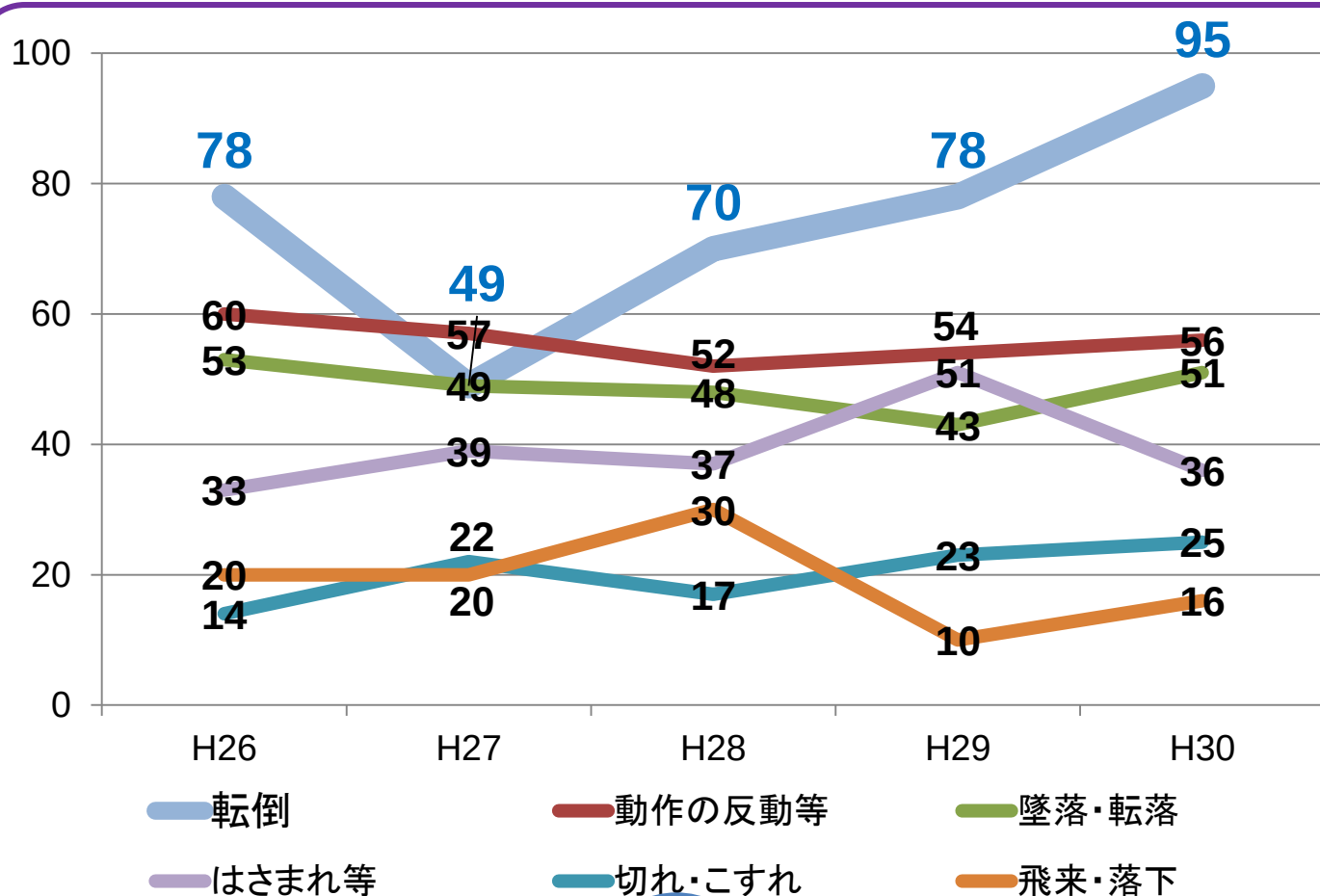
起因物別死傷災害状況【外国人労働者】H30【東京】



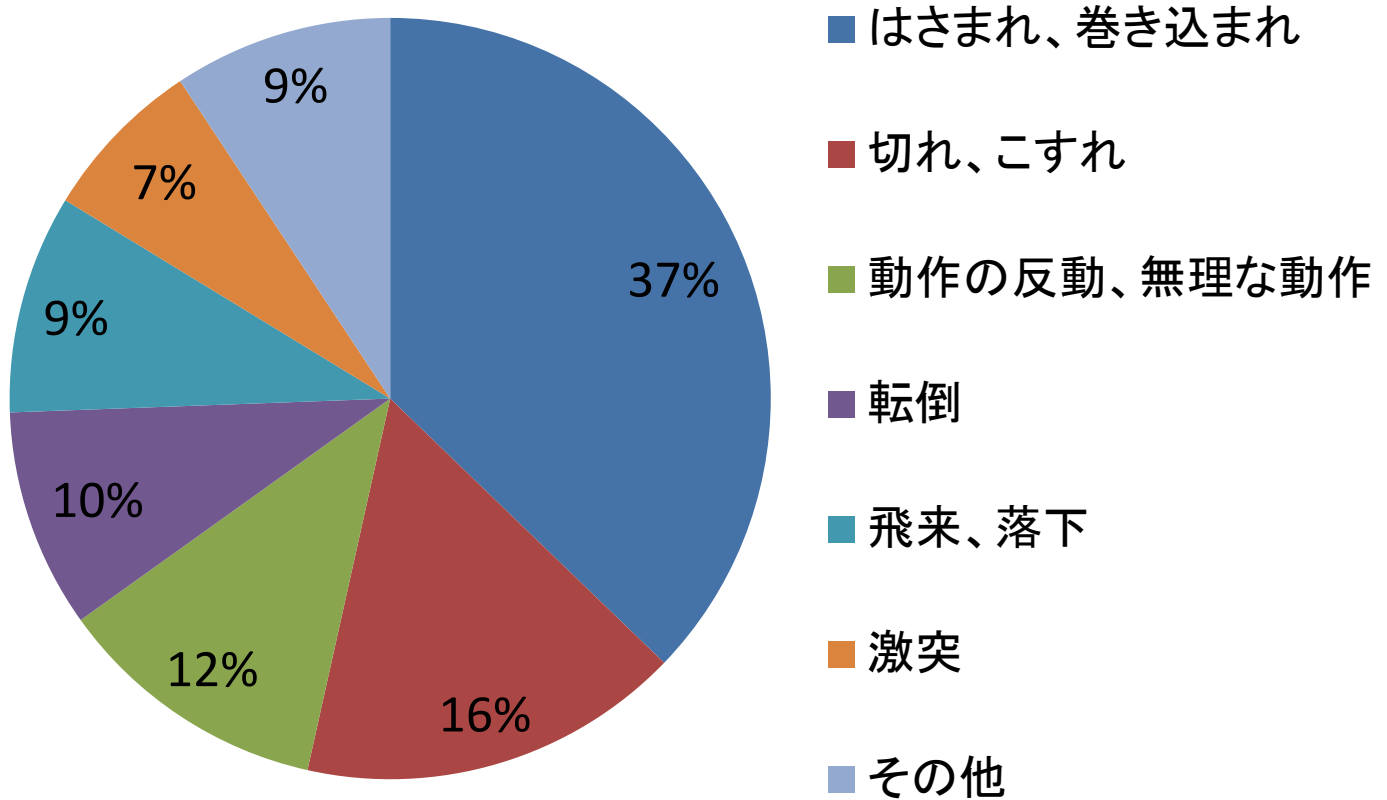
業種別・死傷災害発生状況(H24-H30) [青梅]



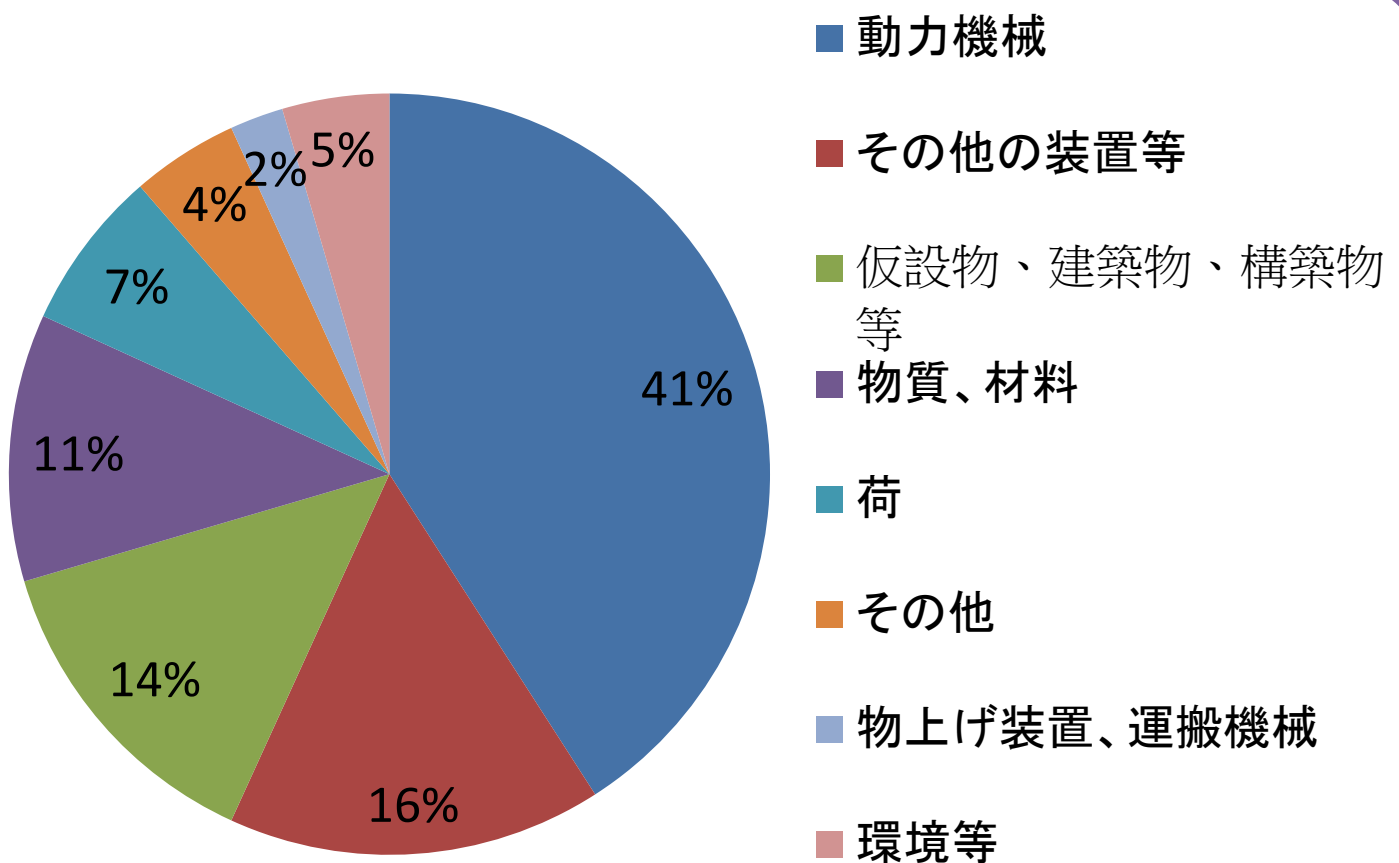
全産業 事故の型別・死傷災害発生状況(H26-H30) [青梅]



事故の型別死傷災害【外国人労働者】(H21-H30) [青梅]



起因物別死傷災害【外国人労働者】(H21-H30) [青梅]



平成30年青梅署管内労働災害発生状況

全産業における死傷者数（H30） [青梅署]

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
311 305 300 295 290

青梅署13次防目標値→

死傷 災害発生状況(確定値)

現在 367 件

前年同期 316 件

死亡 災害発生状況(確定値)

現在 1 件

前年同期 1 件

増減率(%) 16.1 % 増減率(%) 0.0 %

月別目標及び実績												(確足恒)				(100%)					
(1年目)実績(月別速報値)→																東京		()内			
(前年実績(月別確定値)→																2018		2018		は死亡	
(署13次防(1年目)目標値(月別)→																2017		2017		者数	
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月										
42	30	72	32	104	29	133	20	162	23	185	29	214	30	244	37	281	25	343	24	367	
35	24	59	29	88	34	122	24	146	23	169	34	203	22	225	34	277	24	301	15	316	
26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	311										

↑実績値の()内は当該月の数()外は累計、オレンジは目標値超、赤は前年確定値超、青は目標値以下↑

平成30年 死傷災害発生状況 (確定値)

青梅労働基準監督署

業種	増減率(%)																			その他 (一次産業)		署計
	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	* 木造家 屋建築 工事業	* その他 の建設 業	運輸交 通業	* 道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	* 小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客業	* 飲食店	清掃と 畜業	* ビルメ ン業	その他 の三次 産業	* 金融業	* 警備業		
青梅	82	34	6	24	7	4	48	39	3	44	32	57	42	31	23	23	5	35		5	10	367
	59	35	17	15	3	3	46	42	2	51	47	49	39	22	15	12	1	30	4	4	10	316
増減率(%)	39.0	-2.9	-64.7	60.0	133.3	33.3	4.3	-7.1	50.0	-13.7	-31.9	16.3	7.7	40.9	53.3	91.7	400.0	16.7	-100.0	25.0	0.0	16.1
全業種中の割合	22.3%	9.3%	1.6%	6.5%	1.9%	1.1%	13.1%	10.6%	0.8%	12.0%	8.7%	15.5%	11.4%	8.4%	6.3%	6.3%	1.4%	9.5%	0.0%	1.4%	2.7%	100.0%
	18.7%	11.1%	5.4%	4.7%	0.9%	0.9%	14.6%	13.3%	0.6%	16.1%	14.9%	15.5%	12.3%	7.0%	4.7%	3.8%	0.3%	9.5%	1.3%	1.3%	3.2%	100.0%

(注1) 上段は本年4月末日現在 (確定値)

下段は前年同期 (確定値)

平成31年 死亡災害発生状況 (確定値)

青梅労働基準監督署

その1 業種別	増減率(%)														その他		署計				
	製造業	建設業	*土木工事業	*建築工事業	*木造家屋建築工事業	*その他の建設業	運輸交通業	*道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	*小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客業	*飲食店	清掃と畜業		*ビルメン業	その他の三次産業	*金融業	*警備業
青梅							1	1													1
							1	1													1
全業種中の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 上段は本年4月末日現在 (確定値)

下段は前年同期 (確定値)

全産業における死傷者数（H30） [青梅署]

平成30年 事故の型別・死傷災害発生状況 (確定値)

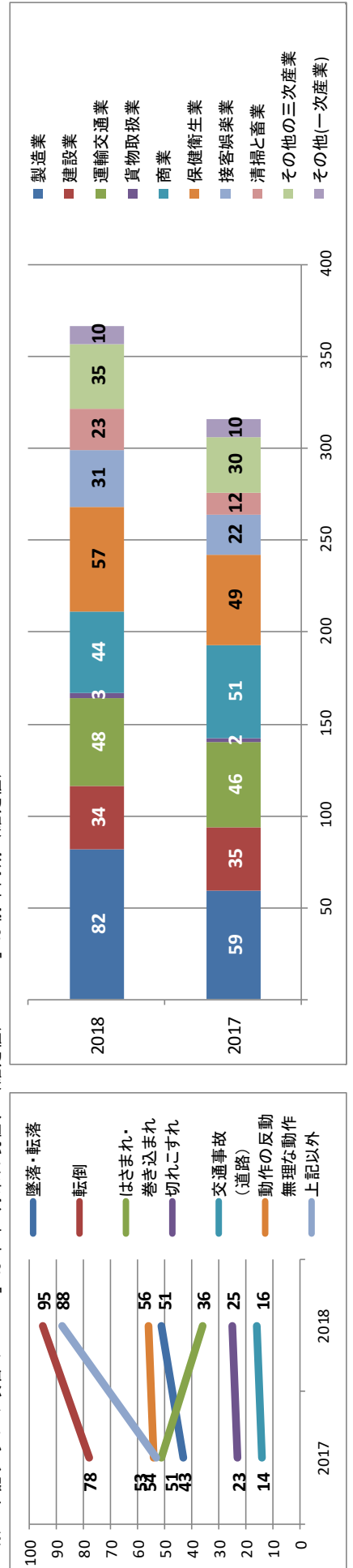
業種別・事故の型別

青梅勞動基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工事業		* 建築工事事業		* 木造家屋建築工事事業		* その他建設業		運輸・交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他（一次産業）	累計
			建設業	* 土木工事業	* 建築工事事業	* 木造家屋建築工事事業	* その他建設業																			
墜落・転落	84	9	9	1	5	1	3	11	11	5	3	4	3	5	3	6	2	4	3	2	1	5	2	2	51	
	100.0	0.0	-66.7	-16.7	-50.0	300.0	-21.4	-21.4	-	-16.7	-50.0	33.3	50.0	500.0	300.0	-50.0	-50.0	300.0	-50.0	-100.0	400.0	0.0	-	-	43	
転倒	21	9	9	1	8	2		13	11	7	6	21	12	8	6	2	5	6	2	5	2	9	4	1	95	
	9	2	2				10	10	2	18	17	15	12	8	6	2						12	2		78	
増減率(%)	133.3	350.0	100.0	300.0	200.0	-	30.0	10.0	-50.0	-61.1	-64.7	40.0	0.0	0.0	0.0	150.0	200.0	100.0	100.0	100.0	200.0	-25.0	-100.0	100.0	21.8	
	21	5	1	3	1	1				3	2	1				2	1	3				1	3	1	36	
はさまれ・巻き込まれ	25	7	2	2		3	3	3		7	5	3	2			3	1					1	2		51	
	-16.0	-28.6	-50.0	50.0	0.0	-66.7	-100.0	-100.0	-	-57.1	-60.0	-66.7	-100.0	-	-	-33.3	100.0	200.0	-	-	-	-50.0	-29.4	-		
増減率(%)	7	1	1	1	1		1	1		4	3	7	8			7	1					3			25	
	6	3	3							4	4	1	1			1						1	4	23		
増減率(%)	16.7	-83.3	-100.0	-66.7	100.0	-	100.0	100.0	-	0.0	-25.0	-100.0	-100.0	800.0	700.0	-100.0	0.0	0.0	-	-	-	-25.0	-	8.7		
	1						4	2		3	3	4	4						1			3			16	
交通事故（道路）	1	3	3				3	1		1	1										6	1	1	14		
	0.0	-100.0	-100.0	-	-	-	33.3	100.0	-	200.0	200.0	400.0	400.0	-	-	100.0	-	-50.0	-100.0	-100.0	-	-	-	14.3		
増減率(%)	9	1	1	1			7	4	2	11	6	14	11	2	1	4	2	6							56	
	7	2	2				6	5		10	9	15	13	7	4	1		6						54		
増減率(%)	28.6	-50.0	-100.0	100.0	100.0	-	16.7	-20.0	200.0	10.0	-33.3	-6.7	-15.4	-71.4	-75.0	300.0	200.0	0.0	-	-	-	0.0	-	-	3.7	
	15	9	3	6	1		12	10		11	9	13	12	8	6	9		8				1	3	88		
上記以外	7	6	4	2			10	9		5	5	12	9	7	5	1		3	1			2			53	

(注1) 上記表の上段は本年4月末日現在(確定値)、下段は前年同期(確定値)、データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上災害。

※ 下記グラフの項目の「2018」は本年4月末日現在、「2017」は前年同期（確定値）（確定値）



令和元(2019)年青梅署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
311 305 300 295 290
青梅署13次防目標値→

死傷	災害発生状況（10月31日現在）
現在	250件
前年同期	265件

死亡	災害発生状況（10月31日現在）
現在	0件
前年同期	0件

青梅署13次防(2年目)目標値	
死傷(4日以上) (前年比)	305 (-16.89%) 件以内
死亡	0 件以内

達成率（死傷）250件/255件
（-2%）
10月度
目標内

達成率（死亡）0件/0件
（0%）
目標内

増減率（%） - 5.7 %

増減率（%） - 5.7 %

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月							
34	31	65	15	111	23	134	83	167	25	192	18	210	26	236	14	250		
42	30	72	32	104	29	133	23	185	29	214	30	244	37	281	25	343	24	367
26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	305							

		全国		東京		()内 は死亡 者数
		2019	90,834	(621)	7,352	
		2018	93,334	(670)	7,449	(41)
増減率		-2.7	-7.3	-1.3	-4.9	

↑実績値の（ ）内は当該月の数（ ）外は累計、オレンジは目標値超、赤は前年確定値超、青は目標値以下↑

令和元年 死傷災害発生状況（令和元(2019)年10月末日現在）

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	* 木造家 屋建築 工事業		* その他 の建設 業	運輸交 通業	* 道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	* 小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娯 楽業	* 飲食店	清掃と 畜業	* ビルメ ン業	その他 の三次 産業	* 金融業	* 警備業	その他 (建築、 農林業、 畜産、 水産業)	全産業
					木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業																	
東京	503	879	136	602	70	141	1208	684	113	1289	987	792	616	702	540	662	471	1159	64	239	45	7352	
	507	858	135	594	64	129	1364	722	96	1299	979	727	574	731	567	587	422	1238	85	223	42	7449	
増減率(%)	-0.8	2.4	0.7	1.3	9.4	9.3	-11.4	-5.3	17.7	-0.8	0.8	8.9	7.3	-4.0	-4.8	12.8	11.6	-6.4	-24.7	7.2	7.1	-1.3	
青梅	44	26	8	16	2	2	42	36	2	32	22	38	30	15	8	14	3	29		6	8	250	
	64	25	5	17	6	3	35	28	3	35	27	39	27	18	14	17	3	23		3	6	265	
増減率(%)	-31.3	4.0	60.0	-5.9	-66.7	-33.3	20.0	28.6	-33.3	-8.6	-18.5	-2.6	11.1	-16.7	-42.9	-17.6	0.0	26.1	-	100.0	33.3	-5.7	
全業種中の割合	17.6%	10.4%	3.2%	6.4%	0.8%	0.8%	16.8%	14.4%	0.8%	12.8%	8.8%	15.2%	12.0%	6.0%	3.2%	5.6%	1.2%	11.6%	0.0%	2.4%	3.2%	100.0%	
	24.2%	9.4%	1.9%	6.4%	2.3%	1.1%	13.2%	10.6%	1.1%	13.2%	10.2%	14.7%	10.2%	6.8%	5.3%	6.4%	1.1%	8.7%	0.0%	1.1%	2.3%	100.0%	

（注1）上段は本年10月末日現在（速報値）
下段は前年同期（速報値）

令和元年 死亡災害発生状況（令和元(2019)年10月末日現在）

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	* 木造家 屋建築 工事業	* その他 の建設 業	運輸交 通業	* 道路貨 物運送 業	* 貨物取 扱業	商業	* 小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娯 楽業	* 飲食店	清掃と 畜業	* ビルメ ン業	その他 の三次 産業	* 金融業	* 警備業	その他 （建築、 農林業、 畜産、 水産業）	署計
東京	5(0)	11(0)	3(0)	8(0)	1(0)		5(0)	4(0)	2(0)	3(0)	2(0)	2(0)	1(0)			7(0)	7(0)	4(0)		2(0)		39(0)
(()内は青梅)	2(0)	13(0)	10(0)	2(0)	3(0)		6(0)	4(0)		4(0)	3(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	3(0)	3(0)	9(0)		3(0)	2(0)	41(0)
全業種中の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）上段は本年10月末日現在（速報値）
下段は前年同期（速報値）

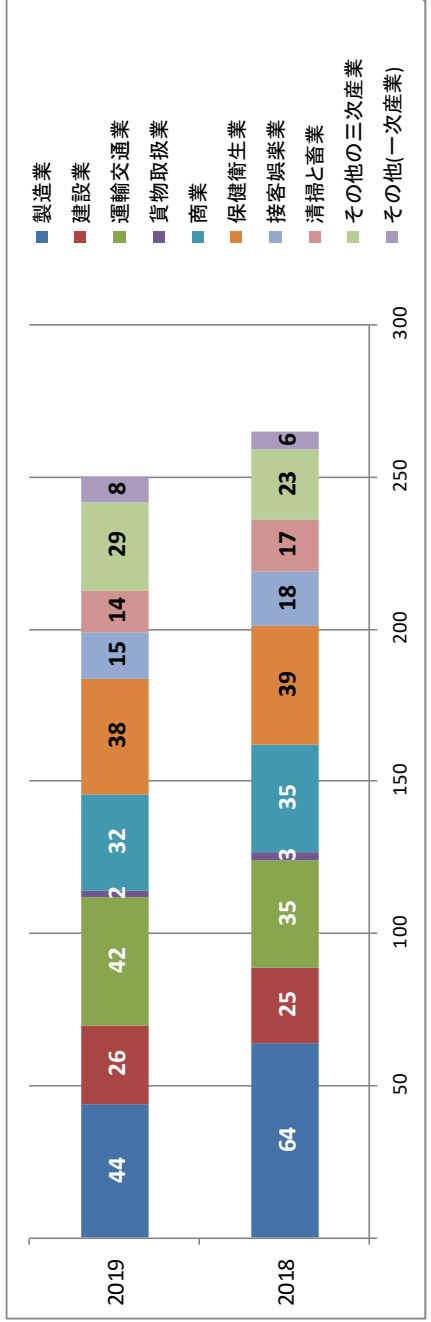
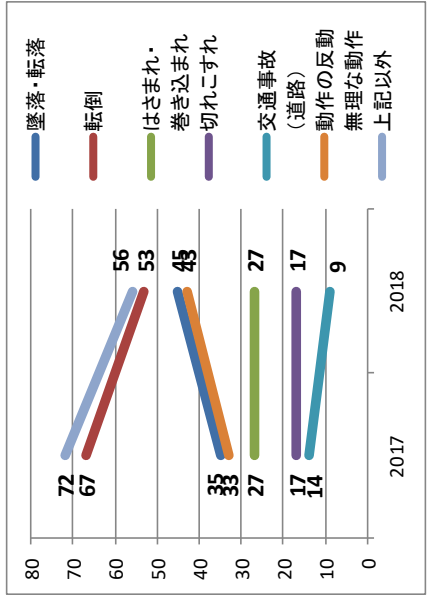
全産業における死傷者数（H30） [青梅署]

令和元年 事故の型別・死傷災害発生状況（令和元（2019）年10月末日現在）

業種別・事故の型別		製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事事業	* その他建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他（一次産業）	署計
墜落・転落	5	2	9	1	6	2	2	16	15		6	4	4	4	3	2	1	2	2	1		3	45
			6	1	3	1	2	10	10		4	3	2	2	2	1			3		2		35
増減率(%)		-60.0	50.0	0.0	100.0	100.0	0.0	60.0	50.0	-	50.0	33.3	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0	200.0	-66.7	-	-	50.0	28.6
転倒	15	10	5	3	2			8	8	1	8	7	7	4	3	1	2		8	2	2	1	53
			5			1		7	6	1	7	6	17	9	6	4	4	1	4	2	1		67
増減率(%)		-33.3	0.0	300.0	-60.0	-100.0	-	14.3	33.3	0.0	14.3	16.7	-58.8	-55.6	-50.0	-75.0	-50.0	-100.0	100.0	-	0.0	0.0	-20.9
はさまれ・巻き込まれ	19	11	3	2	1			4	3	1	1	1	1	1	1				6				27
			4	1	2	1	1				1	1	1					2					
増減率(%)		-42.1	-25.0	100.0	-50.0	-100.0	-100.0	400.0	300.0	-	0.0	-100.0	0.0	100.0	100.0	-	-	-	200.0	-	-	-	0.0
切れこすれ	4	5	3	1	2						3	3			1	1	1	1	2				17
			1		1	1		1	1		4	3			5	4			1		1		17
増減率(%)		25.0	200.0	100.0	100.0	-100.0	-	-100.0	-100.0	-	-25.0	0.0	-	-	-80.0	-75.0	100.0	-	100.0	-	-	100.0	0.0
交通事故（道路）	1	1	1	1				1	1	1	2	2	1	1	3	3							9
								3	1	3	3	3	3	3			1	3					14
増減率(%)		0.0	100.0	100.0	-	-	-	-66.7	0.0	-	-33.3	-33.3	-66.7	-66.7	300.0	300.0	-100.0	-	-100.0	-	-	-	-35.7
動作の反動	7	7	2		2			8	5	1	7	4	10	9	1	1	3	1	4		1		43
								3	1	2	8	4	6	4	1	1	3	2	3				33
増減率(%)		16.7	100.0	-	100.0	-100.0	-	166.7	400.0	-50.0	-12.5	0.0	66.7	125.0	0.0	0.0	0.0	-50.0	33.3	-	100.0	-	30.3
上記以外	14	8	3		3			5	4		5	2	15	12	4	1	6		8		3	2	56
			8	3	5	1		11	9	8	7	10	9	4	4	8		7		1	2		72

（注1） 上記表の上段は本年10月末日現在（速報値） 下段は前年同期（速報値）、（注2） データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

※ 下記グラフの項目の「2019」は本年10月末日現在、（速報値） 「2018」は前年同期（速報値）



各位

職場における労働災害防止対策の推進について

日頃から、労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

しかしながら、東京都内では今なお **年間60人を超える方**が労働災害により命を落としています。

また、当署管内では、昨年は一昨年に比べ、死亡者は同水準であったものの、休業4日以上[※]の労働災害は大幅に増加という憂慮すべき状況にあります。

死傷者については、全産業の休業4日以上[※]の労働災害367人のうち、**5割以上が小売業や飲食店、社会福祉施設等の第三次産業に従事する方々**でした。労働災害全体に占める第三次産業の割合は年々増加し続けています。業種ごとの差はあるものの、第三次産業においては、転倒、腰痛・捻挫の割合が高くなっています。

労働災害の増加には、様々な背景があるものと考えられます。経済の活性化、経験豊富な現場管理者や技能労働者をはじめとする人手不足などもその一因と考えられます。

しかしながら、昨年に発生した死亡災害をはじめとする重篤な労働災害を個別にみると、**基本的な安全管理の取組が徹底されていないこと**によるものが多数見られ、**安全衛生管理体制がおろそかになっている状況**が懸念されます。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、次頁の事項に特にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全・衛生のための活動を行っていただきますようお願いいたします。



東京労働局

青梅労働基準監督署長 中島雄宏

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、1年間に約**60人**の方が労働災害で亡くなっています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

■ 経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

■ 安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

■ 職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場にに応じた危険性の把握が一層重要となっています。

このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

■ 労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者 1人1人 の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えてきています。

死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要なことです。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

例

安全衛生方針

当社は、「従業員の安全」、「お客様の安全」の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ②労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
- ④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー
代表者 代表取締役 東京太郎
(以下で書きましょう)



トップが打ち出す方針
みんなで共有
生み出す安全・安心



東京労働局・労働基準監督署



東京労働局HP

外国人労働者における労働災害防止の留意事項

平成30年の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、3年連続増加という憂慮すべき状況にあります。

第13次労働災害防止計画では、休業4日以上之死傷者数を5%以上減少させることを目標としていますが、初年度である昨年度の労働災害発生状況を踏まえると、より効果的に労働災害防止対策に取り組む必要があります。

また、当署管内では、昨年は一昨年に比べ、死亡者は同水準であったものの、休業4日以上之労働災害は大幅に増加という憂慮すべき状況にあります。

外国人労働者の死傷者については、全産業の休業4日以上之労働災害**278人**のうち、**6割以上が小売業や飲食店等の第三次産業に従事する方々**でした。業種ごとの差はあるものの、第三次産業においては、**転倒、腰痛・捻挫**の割合が高く、飲食業では**切れこすれ災害**が最も多くなっています。工業的な業種では、**建設業、製造業**に従事する方々が多く、製造業、建設業ともに、**はさまれ巻き込まれ災害**が多く発生しています。

労働災害を個別にみると、**基本的な安全管理の取組が徹底されていないこと**によるものが多数見られ、**安全衛生管理体制がおろそかになっている**状況が懸念されます。

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

つきましては、下記事項にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全・衛生のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

記

1 業種別の労働災害防止対策等について

(1) 建設業における留意事項について

災害の発生状況を見ると、**基本的な安全対策が不十分**なことにより、災害につながっているものが多く見られるところです。改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図るようお願いします。

(ア) 「**屋根・はり等**」から、「**足場**」から、「**開口部**」からの**墜落・転落災害**が多いことから、**墜落転落防止対策**（作業床や手すりの設置又は安全帯（墜落制止用器具に係る法令改正等について留意）の使用など）の徹底を行うこと。

※ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条、第519条、第524条、第563条、第564条、第567条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、**足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱**に基づく対策を実施すること。

- ① 墜落制止用器具の使用が必要な場所においては確実に墜落制止用器具を使用するとともに、墜落制止用器具の取り付け設備についても確実なものを設置すること。また、墜落制止用器具の使用徹底に係るスローガン「落ちない設備 落とすな命 ルールを守って墜落ゼロ ～高所では墜落制止用器具を使おう～」を掲げ、墜落制止用器具の使用徹底についての機運を高めるよう意識付けを行うこと。
- ② はしご、脚立、伸び馬による災害が多いことから、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」リーフレットを活用し、正しい使用方法について周知すること。
- ③ トラック荷台上での墜落等の災害防止のため、現場内での荷卸し等について昇降設備や墜落制止用器具の取り付け設備の設置等の措置を元請事業者において検討すること。
- ④ の普及促進を図ること。
- (イ) 崩壊・倒壊災害において、土砂崩壊に関連する災害が約半数を占めることから、地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置を徹底すること。
- (ウ) はさまれ・巻き込まれ災害においては、ほぼ全てにおいて、車両系建設機械、移動式クレーン又はトラック等を起因物としており、これらが輻輳して作業が行われている箇所での災害、これらに轢かれることによる災害（逸走したことによるものも含む）が多いことから、車両系建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等を徹底すること。
- (エ) 飛来・落下災害においては、移動式クレーン、ウインチ等による荷の運搬作業時に荷が落下することによる災害が約半数を占めていることから、作業間の連絡調整を十分に行うことにより荷の下への立入禁止措置を徹底すること。

(2) 製造業における留意事項

- (ア) 死傷災害の約4分の1を機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害が占めていることを踏まえ、機械等による災害等が発生した機械等はもとより、はさまれ・巻き込まれ災害が発生するおそれのある機械等に対して、リスクアセスメントの実施及びそれに基づく措置の確実な実施を図ること。

なお、リスクアセスメントの実施にあたっては、必要に応じ、中災防が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の個別支援や集団支援の活用を図ること。

また、以下のような災害がみられることから、下記①～②に重点を置いて取組を行うこと。

- ・軍手を着用してボール盤を用いた作業を行い、ドリルないし切屑に軍手が巻き込まれ、指を切断又は骨折したもの
- ・機械を停止せずに清掃を行おうとして手指を切断したもの
- ・プレス機の安全装置を無効としていたもの、又は安全装置の有効範囲外から手指を差し入れて指を切断したもの

- ① ボール盤、フライス盤、中ぐり盤等の回転する刃物による作業についての手袋の使用禁止を徹底すること。

（労働安全衛生規則第111条）

- ② 機械を使用する事業場に対する指導を行う際には、清掃時における機械の停止を徹底すること。

（労働安全衛生規則第107条及び108条）

- (イ) 近年、施設の老朽化等を原因とする墜落などの労働災害も発生していることから、製造業のうち大規模な設備を有する事業場においては、経年設備の劣化状況の調査結果をまとめたリーフレット等を活用し、計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等を実施すること。

- (ウ) 上記の対策の実施に当たっては、経済産業省、中災防及び当省が連携して設立された「製造業安全対策官民協議会」が公表したリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの有効性等に関する分析結果やリスクアセスメントの共通手法等の活用を図ること。

（３）小売業における留意事項

「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。

（平成30年3月30日付け基安発0330 第3号「第13 次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」）

厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例を紹介しているので、参考にすること。

転倒については下記2（１）、腰痛については下記2（２）を踏まえた対策の徹底を図ること。

新聞販売業については、交通事故については下記2（４）を踏まえた対策の徹底を図ること。また、新聞販売業で多いバイク事故の防止対策として、ヘルメット及び再帰性反射材等を使用した高視認性のベストの適切な着用や、早朝・夕方のライトの点灯の徹底を図ること。なお、高視認性のベストの選定に当たっては、JIS T 8127（高視認性安全服）に留意することが望ましいこと。

（４）飲食店における留意事項

調理中などの労働災害を防止するため、飲食店の労働災害防止マニュアルを参考にするとともに、「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置の促進、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。

厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例が掲載されているので、参考にすること。

転倒については下記2（１）、腰痛については下記2（２）を踏まえた対策の徹底を図ること。

2 業種横断的な対策について

(1) 転倒の防止の留意点。

ア 冬季（積雪や凍結による転倒災害が多い時期）での対策

転倒災害は冬季に積雪等により多く発生する傾向があるため、特に積雪の多い都道府県においては、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とともに、転びにくい歩き方の励行などを**教育する**等、転倒防止対策等を徹底すること。

イ 高年齢労働者対策

転倒災害は高年齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災する傾向があることから、転倒災害を防止するため、転倒危険場所、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高年齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。また、平成30年6月に中央労働災害防止協会が発行した「エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～」等、高年齢労働者の安全と健康の確保のための留意事項がまとまったテキスト等を活用し**教育**すること。

(2) 腰痛の予防

第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業の動作の反動・無理な動作による死傷者の発生件数は、増加傾向にある。特に、経験年数3年未満の労働者の占める割合が高く、また、40歳以上の労働者においては休業見込みが6か月以上の重篤な災害が多発している。このことに鑑み、平成25年基発0618第1号「**職場における腰痛予防対策の推進について**」に基づく対策の徹底、特に雇入時における腰痛予防等の**労働衛生教育**や、補助機器の導入等による腰部に負担のかかる作業の省力化等の実施を図ること。

(3) 一酸化炭素による労働災害の防止について

一酸化炭素による、休業4日以上被災労働者数は毎年30名以上で推移するなど、減少の傾向がみられないところである。平成23年7月22日付け基安化発0722第2号「**一酸化炭素による労働災害の防止について**」に基づき、ガス機器等における換気の必要性についての**教育を徹底**するなど、必要な一酸化炭素中毒の防止対策を実施すること。

(4) 交通労働災害対策

交通事故（道路）の平成30年（全国）の休業4日以上死傷者数は、7,889人であり、前年比で4件増加している。

交通労働災害防止対策として、「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」（平成30年6月1日改正）に基づく措置を徹底すること。

機械安全規格を活用して 労働災害を防ぎましょう

国内外の機械安全に関する規格類を上手に使うって災害防止を進めましょう

はじめに

機械に起因する労働災害は、死傷者数全体の約4分の1、死亡災害の約3分の1を占めており、その原因の8割は機械の安全対策が不十分だったことで生じています。

安全対策は労働安全衛生法に基づく各種構造規格や指針、日本工業規格などに規定されていますが、必ずしも十分に知られていません。

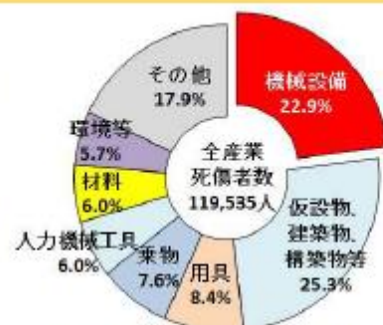
このような状況を踏まえ、産業機械を製造・設置・使用する際に必要となる日本工業規格などの内容についてとりまとめましたので、産業機械の安全な使用のためにお役立てください。



1. 労働災害の現状

労働災害件数（休業4日以上死傷）約12万人のうち、機械設備による労働災害件数は全体の約4分の1を占めています（右図）。

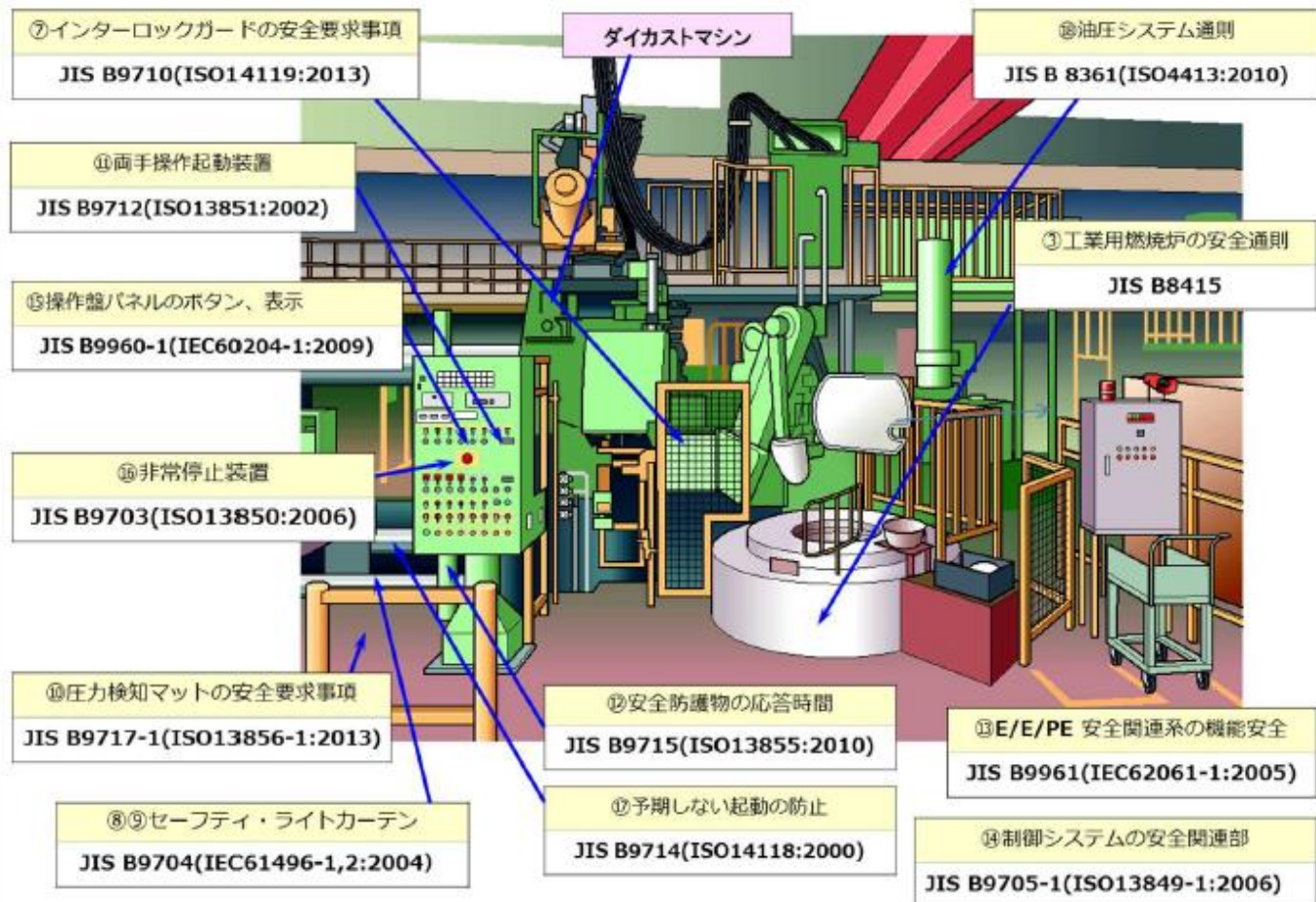
また、死亡災害については、全産業の総計が1千人であり、その約3分の1を占めています。このような機械による災害を撲滅するためには、「安全な機械を、安全に設置して、安全に使うこと」が重要で、メーカー、据付業者、ユーザーの事業者、労働者のすべてが「安全な機械とはなにか」について理解する必要があります。



出典：平成26年全産業死傷者数における機械災害の割合

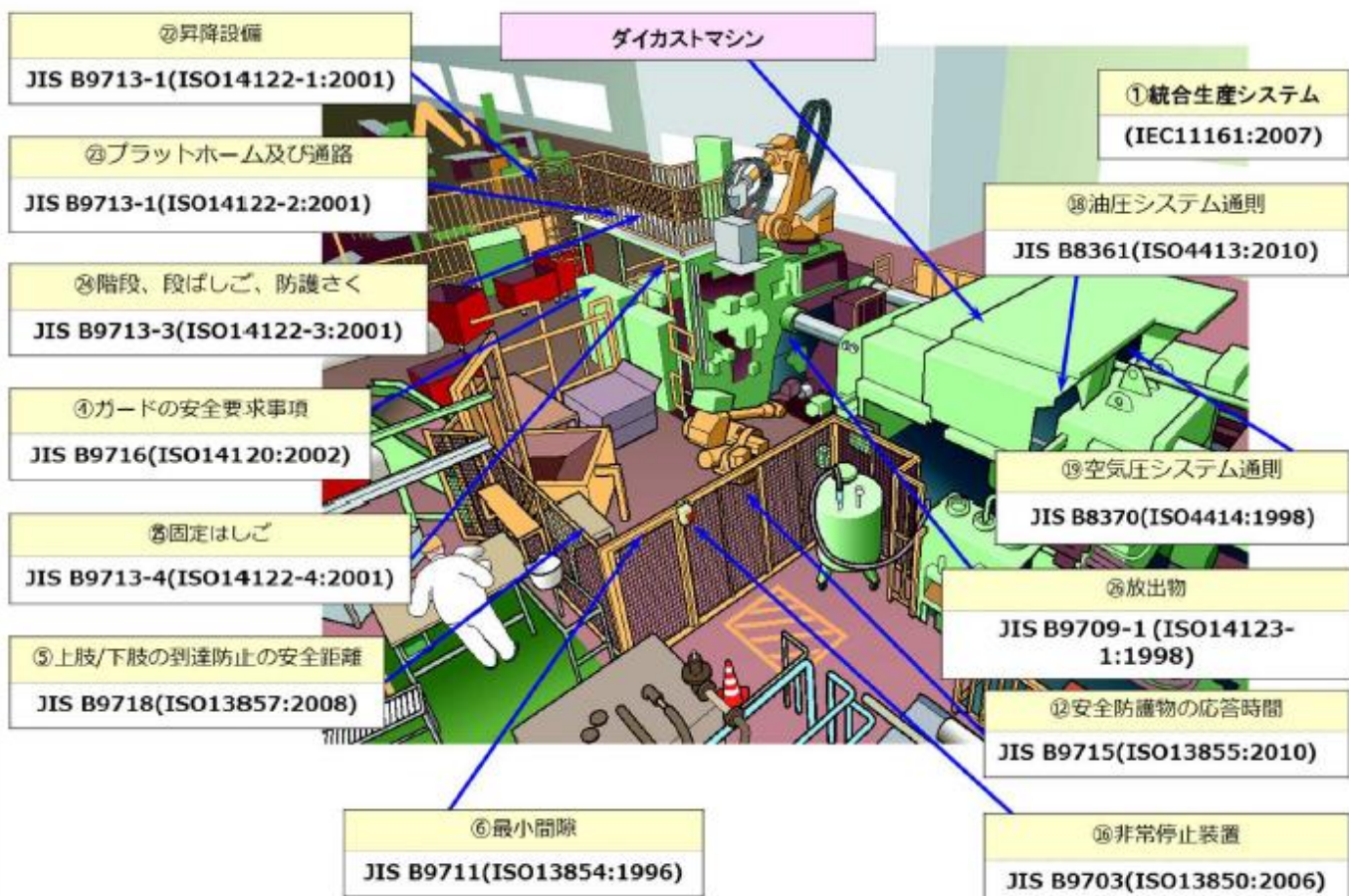


自動化されたダイカストマシンシステム (1)



自動化されたダイカストマシンシステム(2)

(付帯設備の製品取出し・スプレーロボット、バリ取りプレス、コンベアなどは除く)



機械による労働災害の防止について【安衛則第107条、第111条など】

安衛則第107条(掃除等の場合の運転停止等)

刃部のそうじ等の場合の運転停止等は、
安衛則第108条

- 1 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。
ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

留意事項

「平成25年4月12日付基発第0412第13号通達。」

- ①第1項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。
- ②第1項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ③第1項ただし書きの「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)の別表第2の14(3)イに示されたものであること。
ア 選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。← (特別な調整用等運転モードを設け、且つ)
イ 危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・ツウ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによってのみ動作できること。
ウ 動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。
- ④第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。
- ⑤第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、表示板の脱落や見落としのおそれがあることから、施錠装置を併用することが望ましいこと。

安衛則第110条(作業帽等の着用)

- 事業者は、動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髮又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の作業帽又は作業服の着用を命じられたときは、これらを着用しなければならない。

安衛則第111条(手袋の使用禁止)

- 事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。
- 2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。

留意事項

「面取り盤等」の「等」には、フライス盤、中ぐり盤等が含まれるが、丸のこ盤は含まれないこと。「昭和47年9月18日 基発第601号の1」

食品加工用機械を使用して作業を行う事業者の皆さまへ
食品加工用機械を製造する製造者の皆さまへ

平成25年10月1日から、食品加工用機械について、作業の特性に応じた安全対策を義務付ける労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が施行されます。
改正「労働安全衛生規則」が施行されます

平成25年10月1日から、食品加工用機械について、作業の特性に応じた安全対策を義務付ける労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が施行されます。
（平成25年4月12日に改正安衛則が公布されました。）

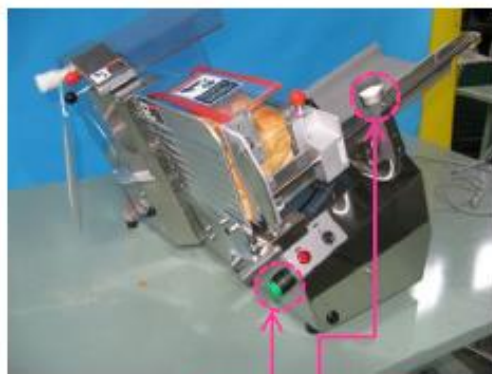
食品加工用機械による休業4日以上の死傷災害は、年20,000件近く発生しており、他の産業機械による死傷に比べ、特に多い状況にあります。
刃部内蔵も、身体部分の露出や誤作動（保護がつかないこと）により身体に障害が残る可能性のあるものが全体の1/4を占めています。

このような状況を踏まえ、機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給・取り出し時の漏れ防止、刃物の鋭利な状態維持がなされることにより、改正安衛則の施行をまとめたので、食品加工用機械の安全な使用のためにご協力ください。



食品加工用機械及び安全装置の事例

1 食品加工用切断機(両手操作式制御装置付きスライサー)



始動ボタン



2つのボタンを両手で操作している間のみ、刃が回転する。
(片手をボタンから離したときは刃が急停止。)

2 食品加工用粉碎機・混合機



インターロック機構(可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能)を有するミキサー



ホールド・トゥ・ラン制御装置(可動式覆いを開いた状態のときでも、ボタンを押している間に限り、低速で回転する。)を有するミキサー

3 イネーブル装置とホールド・トゥ・ラン制御装置



「イネーブル装置」

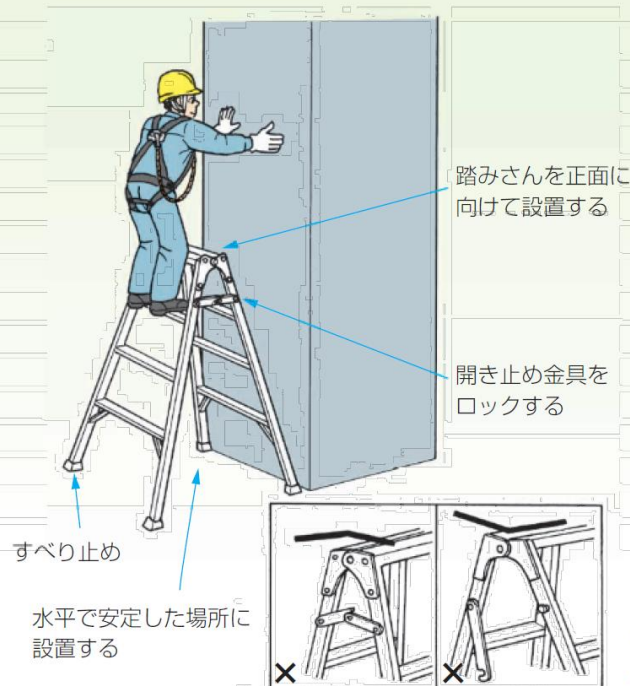
連続的に操作するとき、機械が機能することを許可するための補足的な手動操作装置(写真では黄色の部分で、適度に握った状態で稼働を許可し、手を握りしめても、手を離しても機械が停止する3ポジションタイプのもの。)

「ホールド・トゥ・ラン制御装置」

手動制御器を作動させている間に限り危険な機械機能を起動し、かつ、低速運転を維持する制御装置。(写真では人差指部のボタン)

墜落・転落災害防止のポイント～作業上の注意事項～

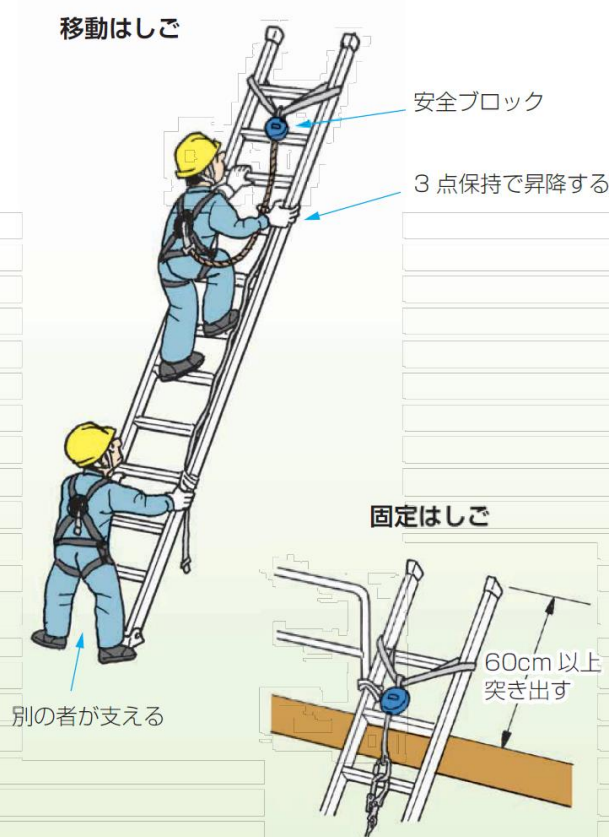
1 脚立を使用しての作業



- ① 作業箇所に対し、踏みさんを正面に向けて設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑧ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ⑨ 手すり付きのものが望ましい

不完全な状態で使用すると、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

2 はしごの昇降



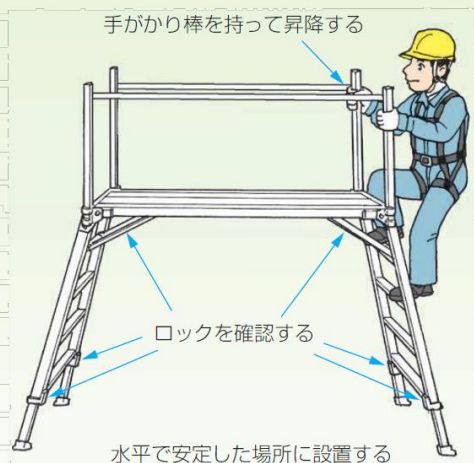
【移動はしご】

- ① 立てかける前に安全ブロックを設置する
 - ② はしごの下を別の者が支える
 - ③ 昇降中は、安全ブロックのフックを安全帯のD環に連結する
 - ④ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態（踏みさんに足を置き、脚柱等をつかむ）を維持しながら昇降する
- ※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

【固定はしご】

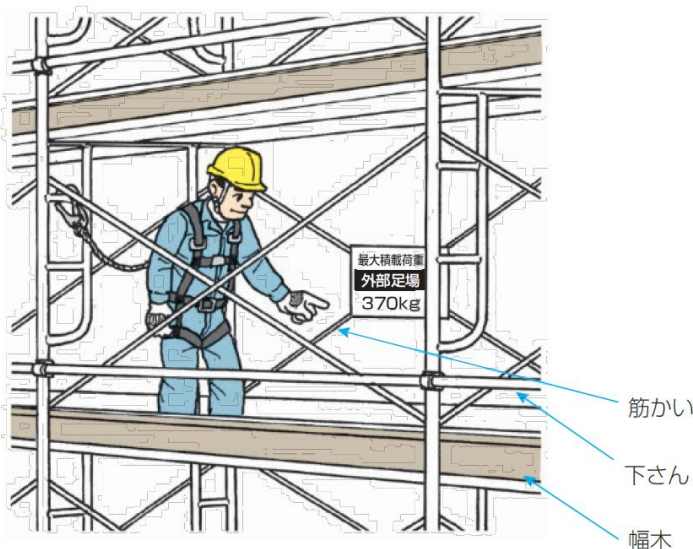
- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
 - ② はしごの上部は、床面から60cm以上突き出して設置する
 - ③ 安全ブロックを昇降に支障のない場所に固定する
 - ④ 昇降中は安全ブロックのフックを安全帯のD環に連結する
 - ⑤ 床面に乗り移る際は、安全帯のフックを先掛けする
- ※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

3 可搬式作業台を使用しての作業



- ① 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ② 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ③ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ④ 脚部が確実にロックされたか確認する
- ⑤ 水平で安定した場所に設置する
- ⑥ 手がかり棒を立て起こして使用する
- ⑦ 手すり付きのものが望ましい

4 足場上での作業



- ① 足場の部材などを一時的に取り外す場合には必ず職長等責任者の了承を得て行う
- ② 必要な作業が終わったら取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）を元どおり取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態を点検する（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）

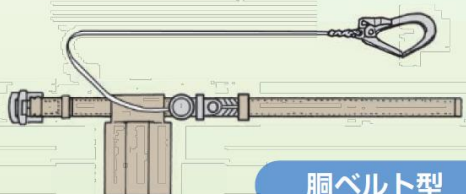
5 安全帯（墜落制止用器具の使用）



（注）このパンフレットの「安全帯」は改正安全衛生法令の「墜落制止用器具」である

「フルハーネス型安全帯」と「胴ベルト型安全帯」があります。建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使用します。

- ① 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ② 安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする。
- ③ 点検・保守や保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。



安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

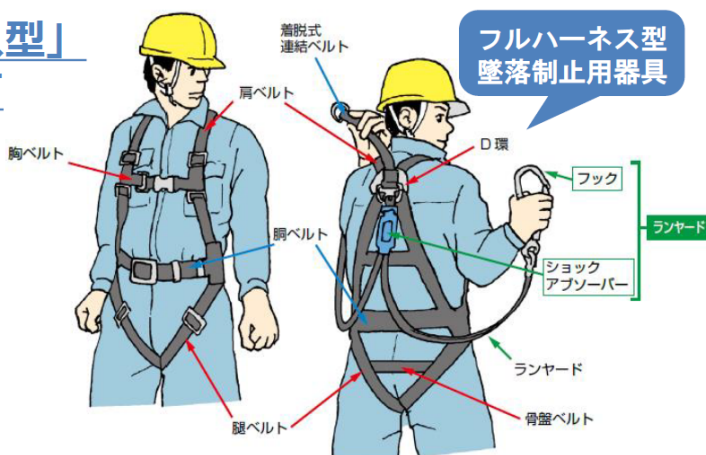
	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。
②	胴ベルト型（U字つり）	✕→	✕	
③	ハーネス型（一本つり）	○→	ハーネス型（一本つり）	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2 m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格

(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2 ～

ガイドラインについて P 4 ～



政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月25日に告示されました。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★**墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について** → 5 ページ参照
2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されます。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間					製造・販売可能				販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

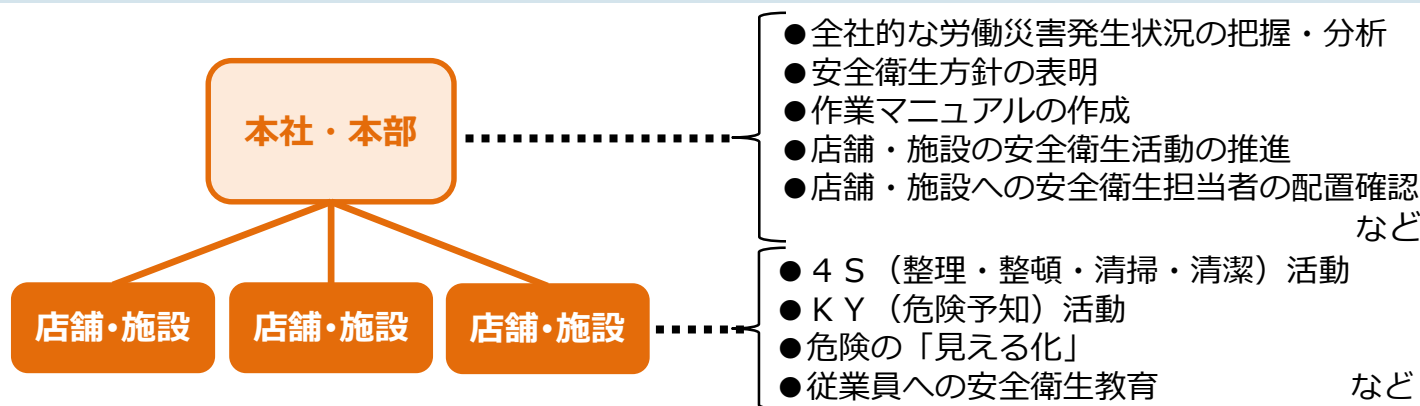
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

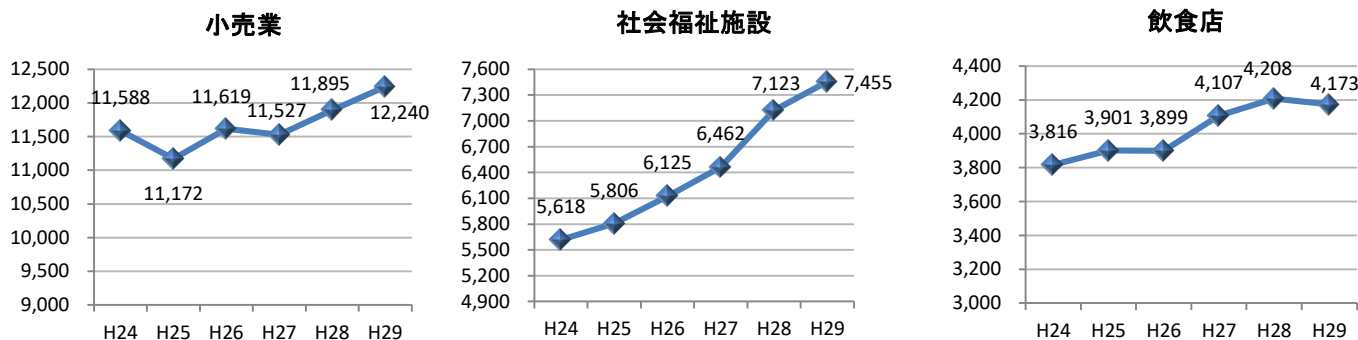
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「**働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動**」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上死傷労働災害件数(12月末現在速報値)

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



次の事項のうち、労働災害の発生状況を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	☐
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	☐
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	☐
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	—
①	4 S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	☐
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	☐
③	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	☐
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	☐
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	☐
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	☐
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	☐
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	☐
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	☐
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	☐
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	☐
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	☐
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	☐
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	☐
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	☐
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	☐
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	☐
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	☐

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	☐
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	☐
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	☐
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	☐
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	☐
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	☐
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	☐
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	☐
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	☐
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	☐
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	☐

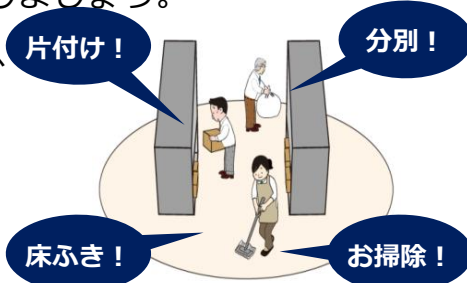
主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆ 経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S 活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆ 「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S 活動」です。
- ◆ 4 S 活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日
 揭示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名
代表者

株式会社●●スーパーマーケット
代表取締役 安全太郎

（自筆で署名しましょう）

③ K Y活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ K Yとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。K Y活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。K Y活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置（労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン）

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

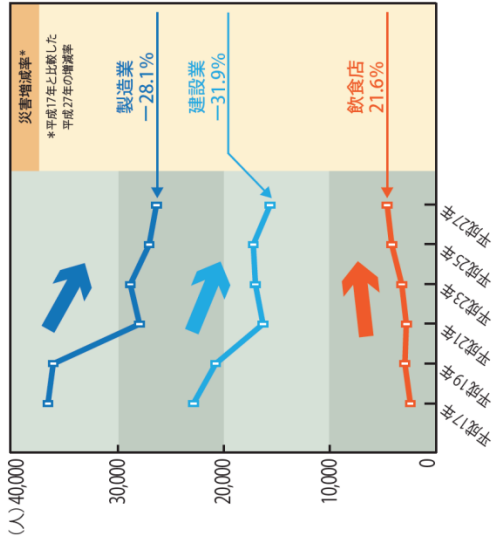
職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

飲食店の労働災害を防止しよう

わが国の労働災害は長期的には減少傾向にありますが、飲食店を取り上げてみると、労働災害は未だ増加しています。飲食店には、ファストフード、ファミリーレストラン、居酒屋、配達飲食サービスなど様々な業態があり、労働災害防止を推進するためには、それら業態の特性を踏まえる必要があります。本冊子では、飲食店の代表的な業態それぞれについて、労働災害の特徴、安全教育のポイント、企業の安全活動事例などを紹介していきます。



飲食店は労働災害が増加し続けている



休業4日以上死傷災害（以下、死傷災害）の推移をみると、平成17年から平成27年の間、製造業は-28.1%、建設業は-31.9%と大幅に減少しましたが、逆に、飲食店は+21.6%と大幅に増加しています。

資料：厚生労働省「労働者死傷病報告」

休業4日以上死傷災害の推移（平成17年～平成27年）

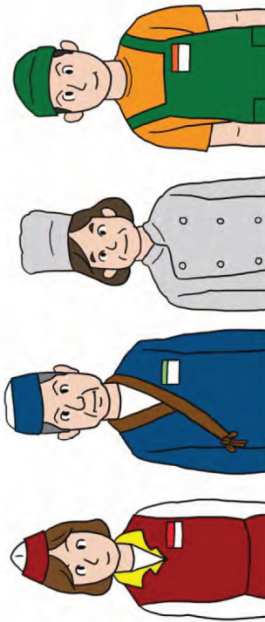
第一に、労働災害防止意識を高める必要がある

飲食店の実態調査を行ってきましたが、事業場の多くは「お客さまのための安全」「働く人のための安全」はあまり見受けられませんでした。

厚生労働省「第12次労働災害防止計画」に掲げられたとおり、まず、大規模店舗・多店舗展開（チェーン展開）企業などを重点とした労働災害防止意識の浸透・向上が求められます。

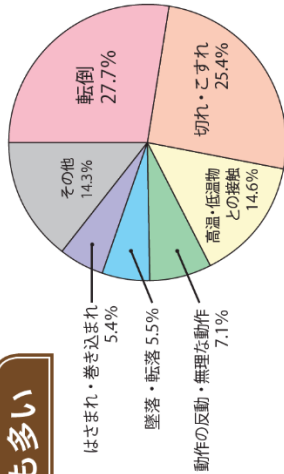
飲食店には様々な業態があり、業態特性を踏まえた労働災害防止対策が必要である

例えば、飲食店の頻発労働災害の一つに包丁による切れ・こすれ災害がありますが、ハンバーガーショップではほとんど包丁を使わず切れ・こすれ災害はあまり発生していません。一方、カフェでは切れ・こすれ災害は多いものの、それは包丁ではなく、割れたグラス等によるものです。



飲食店では、転倒災害が最も多い

平成 24・25 年、飲食店の死傷災害を事故の型別にみると、「転倒」(27.7%) が最も多く、次いで、「切れ・こすれ」(25.4%)、「高温・低温物との接触」(14.6%)、「動作の反動・無理な動作」(7.1%) の順に多く発生しています。



飲食店の死傷災害発生状況 (事故の型別 H24H25)

業態別にみると様々な特徴がある

業態別にみると、ハンバーガー・ジュースは高温・低温物との接触災害 (ヤケド) が最も多く、回転寿司は切れ・こすれ災害が転倒災害を大きく上回っています。また、配達飲食サービスは交通事 (道路) が最も多発しています。

主要業態別死傷災害発生状況 (構成比 5%超の事故の型、H24 H25)

ファストフード (全体)	ファストフード／ハンバーガー	ファストフード／丼物
1. 高温・低温物との接触 26.8%	1. 高温・低温物との接触 32.0%	1. 切れ・こすれ 30.4%
2. 転倒 21.3%	2. 転倒 21.5%	2. 高温・低温物との接触 22.9%
3. 切れ・こすれ 20.5%	3. 切れ・こすれ 11.5%	3. 転倒 20.4%
4. 動作の反動・無理な動作 6.4%	4. 墜落・転落 7.6%	4. 動作の反動・無理な動作 7.5%
5. はさまれ・巻き込まれ 6.0%	5. 動作の反動・無理な動作 6.6%	
6. 墜落・転落 5.4%	6. はさまれ・巻き込まれ 6.3%	
	7. 飛来・落下 5.6%	

ファストフード (全体)	ファストフード／ハンバーガー	ファストフード／丼物
1. 高温・低温物との接触 26.8%	1. 高温・低温物との接触 32.0%	1. 切れ・こすれ 30.4%
2. 転倒 21.3%	2. 転倒 21.5%	2. 高温・低温物との接触 22.9%
3. 切れ・こすれ 20.5%	3. 切れ・こすれ 11.5%	3. 転倒 20.4%
4. 動作の反動・無理な動作 6.4%	4. 墜落・転落 7.6%	4. 動作の反動・無理な動作 7.5%
5. はさまれ・巻き込まれ 6.0%	5. 動作の反動・無理な動作 6.6%	
6. 墜落・転落 5.4%	6. はさまれ・巻き込まれ 6.3%	
	7. 飛来・落下 5.6%	

専門飲食店

チェーン系専門飲食店 (全体)	チェーン系専門飲食店／ラーメン	チェーン系専門飲食店／回転寿司
1. 切れ・こすれ 31.1%	1. 切れ・こすれ 28.6%	1. 切れ・こすれ 43.6%
2. 転倒 26.9%	2. 転倒 23.0%	2. 転倒 27.0%
3. 高温・低温物との接触 15.3%	3. 高温・低温物との接触 17.7%	3. 高温・低温物との接触 8.0%
4. 動作の反動・無理な動作 6.5%	4. 動作の反動・無理な動作 7.4%	4. 動作の反動・無理な動作 5.7%
	5. 墜落・転落 5.9%	

ファミリーストラ	チェーン系カフェ	持ち帰り飲食サービス
1. 切れ・こすれ 29.9%	1. 切れ・こすれ 30.2%	1. 転倒 30.6%
2. 転倒 27.2%	2. 高温・低温物との接触 20.1%	2. 切れ・こすれ 26.4%
3. 高温・低温物との接触 15.9%	3. 転倒 12.9%	3. 高温・低温物との接触 11.6%
4. 動作の反動・無理な動作 6.6%	4. 動作の反動・無理な動作 10.1%	4. 動作の反動・無理な動作 8.8%
5. 動作の反動・無理な動作 5.9%	5. はさまれ・巻き込まれ 7.2%	5. 墜落・転落 7.0%
	6. 墜落・転落 5.0%	6. 交通事 (道路) 5.8%

チェーン系居酒屋	配達飲食サービス
1. 切れ・こすれ 38.2%	1. 交通事 (道路) 43.9%
2. 転倒 16.5%	2. 転倒 27.8%
3. 高温・低温物との接触 16.1%	3. 墜落・転落 7.4%
4. 動作の反動・無理な動作 6.7%	
5. 飛来・落下 6.0%	

※ 飲食店平均 × 2 以上
※ 飲食店平均 × 1.5 ~ 2.0
※ 飲食店平均 × 1.3 ~ 1.5

小売業と比べ、男性の被災者が多い

被災者の性別は、小売業と比べ男性が多い (男性の被災割合は、小売業の 26.6% に対し、飲食店は 40.3%)。これは、労働災害発生リスクが高い調理作業を男性が担うケースが多いためと考えられます。チェーン系居酒屋、ラーメン店での傾向が強く見受けられます。一方、配達飲食サービスも男性の割合が高いですが、これは小売業の無店舗販売と同様、配達員は男性が多いことによるものと考えられます。

小売業と比べ、若者の被災が多い

大半の業態で 20 代の被災割合が最も高く、40 代 ~ 50 代が中心の小売業と比べ、飲食店は若年層層が被災しています。特に、チェーン系カフェ、チェーン系居酒屋、ファストフード／丼物、配達飲食サービスはこの傾向が強く見受けられます。

一方、持ち帰り飲食サービスは、50 歳以上の被災が全体の半数近くを占めています。

主要業態別死傷災害発生状況 (性別、年齢階層別、H24H25)

	性別	年齢階層						
		19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	
(%)	男性割合							
ファストフード (全体)	38.1	16.7	28.6	16.2	17.9	13.1	7.4	
	36.3	22.9	28.5	15.6	16.1	9.8	6.8	
	43.9	15.2	34.7	19.0	20.0	8.0	3.2	
チェーン系専門飲食店 (全体)	39.2	13.9	23.5	15.6	17.0	16.3	13.8	
	57.2	21.2	18.7	12.6	21.0	13.4	13.1	
	31.7	15.6	28.3	21.2	18.6	9.4	6.8	
回転寿司								
ファミリーストラ	36.3	16.7	26.6	14.3	19.9	16.0	6.1	
チェーン系居酒屋	59.7	12.4	43.1	19.7	11.8	7.3	5.6	
チェーン系カフェ	25.2	15.1	57.6	15.8	7.2	2.9	1.4	
配達飲食サービス	61.2	15.3	32.9	12.5	14.9	13.2	11.3	
持ち帰り飲食サービス	19.7	5.3	16.5	13.7	19.7	23.2	21.5	
上記主要業態平均	40.3	14.4	27.2	15.5	16.9	14.9	11.1	

※ 1 性別 : 飲食店平均 × 2 以上、25 ~ 30%、30% 以上、20 ~ 25%
※ 2 年齢階層別 : 30% 以上、25 ~ 30%、20 ~ 25%
※ 3 年齢階層別 : 「不明 (無回答)」があるため、合計は必ずしも 100% にならない。

多店舗展開飲食店の死傷災害は、上位 30 企業ブランドで半数近くを占める

上の表の業態を対象に、企業ブランド^{※1}別に死傷災害発生状況をみると、上位 30 企業ブランドが、合計 48% と半数近くを占め、労働災害の発生が集中しています。重点的な対策が求められます。

※ 1 多店舗展開飲食店では、企業 (企業グループ) が展開する店舗を業態別に包括した「企業ブランド」(例: ある企業が、専門飲食店 A、ファミリーストラ B を展開する場合、A、B という企業ブランドがある) だと考えることが、労働災害防止には有効です。

業態別に労働災害の特徴などをみてみよう！

ファストフード

全体的特徴

商品は工場やセントラルキッチンで調理され、店舗では揚げる、焼く、温める等が主要な作業になることから、ファストフード全体では、高温・低温度との接触災害（ヤケド等）が最も多発しています。

a. ハンバーガー

特徴

高温・低温度との接触災害（ヤケド等）が3分の1近くと最も多く、切れ・こすれ災害は1割強にとどまっています。複数階にわたる店舗が少なくないこと、店舗が狭く作業スペースが窮屈になりがちなことなどが、墜落・転落災害、飛来・落下災害の発生が飲食店平均以上の要因と考えられます。

経年数別に見ると、ベテラン店員の労働災害が多く、これは、ベテラン店員は労働災害リスクが高い厨房業務が多いこと、多くの新入店員を抱える中で、ベテラン店員への負担が大いにとなどが要因と考えられます。

フランチャイズ店が主体なため、フランチャイズ店に対する安全教育、安全管理の徹底が求められます。

安全活動事例

- ・労働災害報告を基に対策立案（例：厨房での転倒防止のため安全靴支給）

b. 丼物

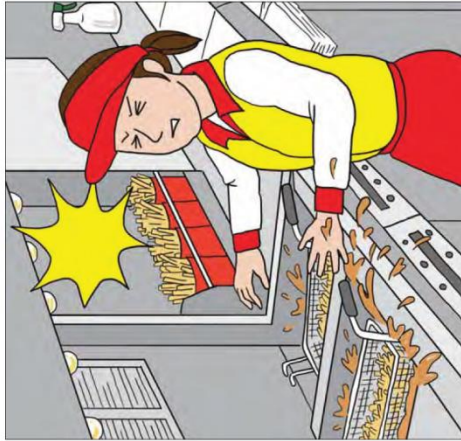
特徴

ハンバーガーと比べ、店舗内での調理作業のウエイトが高く、切れ・こすれ災害が最も多発しています。また、高温・低温度との接触災害（ヤケド等）も飲食店平均を大きく上回り、労働災害の4分の1以上が22時台～6時台で発生しています。

包丁等の取り扱い、ヤケド防止対策、夜間・早朝の緊急連絡や救護等の教育が必要です。

安全活動事例

- ・厨房作業用に安全靴支給
- ・湯煎時の熱傷防止パーズ装着
- ・天ぷら作業用カバードレス着用
- ・パンフレット「気をつけて！気のゆるみから、事故発生！」（ヤケド、包丁、スライサー、一斗缶切り口、割れた食器、転倒・打撲の対策等）制作



チェーン系専門飲食店

全体的特徴

包丁などによる切れ・こすれ災害が多発しています。次いで、水で濡れた調理場や配膳時のすべり、つまずき、無理な姿勢等に起因する転倒災害、高温・低温度との接触災害（ヤケド等）などが多く、この3つで4分の3近くを占めています。

a. ラーメン

特徴

火器を扱う頻度が高く、また提供する商品も高温のものが主体であるため、高温・低温度との接触災害（ヤケド等）による労働災害が多発しています。

他方、カウンター形式の店が多いことから配膳の負担が低く、転倒災害は比較的少ない傾向です。男性の労働災害が多いですが、これは力仕事の要素が強い調理業務に就くケースが多いためと考えられます。

ヤケド防止対策、調理の安全等の安全教育が必要です。

安全活動事例

- ・厨房内の空調の改善
- ・休憩スペースに空気清浄器導入
- ・丼の軽量化、電磁調理器でのオペレーション
- ・改善提案制度の導入（報奨金制度あり）
- ・セントラルキッチンでの一括調理による店舗の負担軽減

b. 回転寿司

特徴

切れ・こすれ災害が半数近くのにほり、包丁等の取り扱いが特に重要な課題です。ラーメン店と同様、配膳の負担は小さいものの、厨房の床が常時水で濡れているため、転倒災害は飲食店平均並みの多さです。居酒屋、ラーメンなど、現場調理のウエイトが高い業態は男性の労働災害が多いですが、回転寿司はそれほどありません。これは、男性の調理担当は修業を重ねた職人が多いからと推察されます。

包丁等の取り扱い教育の充実が求められます。

安全活動事例

- ・パート、アルバイト向け作業マニュアルの見直し
- ・段差の解消
- ・厨房の床を滑りにくい材質に改善、安全靴支給
- ・店舗内、危険場所に注意喚起の貼り紙
- ・包丁の砥ぎ方等の指導
- ・フライヤーのふたをステンレス製に改善（それまではラップを使用）
- ・工具、用具等の保管場所のルール化、収納の見える化



ファミリールーレストラ

特徴

セントラルキッチンで半調理状態まで処理し、店舗の厨房では最終仕上げだけを行います。また、比較的店舗が広く、典型的な配膳業態であり、チェーン系専門飲食店とは業態特性が異なります。交通事故（道路）の発生も多く、経験年数10年以上のベテラン店員の労働災害が多いのもファミリールーレの特徴です。

安全運転教育、ベテラン店員への再教育が求められます。

安全活動事例

- ・マット滑り防止、防滑靴の使用推進
- ・年4回、全店舗全従業員対象に「危険箇所と危険作業に関する指導記録」に基づく指導
- ・労働災害発生に伴いその再発防止の取り組みを他店や工場に水平展開
- ・包丁の取扱マニュアルを動画配信
- ・全店舗で内容を統一（朝の清掃作業、使用する道具、作業訓練）
- ・厨房設備等、店舗使用機器の改善

チェーン系居酒屋

特徴

回転寿司と同様、切れ・こすれ災害が多発しています。飛来・落下災害も多く、これは狭い厨房の中で、棚等の上に積まれた調理器具や食材の入った段ボールなどの落下によると考えられます。深夜・早朝の災害、男性の被災が多発しています。20代の労働災害が43%にも及び、修業を重ねてきたわけではない若い男性が厨房で調理している姿が想像できます。従業員数あたりの労働災害発生率は居酒屋単独店と比べ2.5倍近くにのぼり、熟練者が調理を行うことが多い単独店との差が明確に現われています。

このため経験の浅い店員に対する厨房作業の訓練、安全教育が重要です。

安全活動事例

- ・労働災害発生後、全店で情報共有化。労働災害報告書を取締役会、部課長会等に提出
- ・野菜スライサーのストッパー装着の指導（切傷災害の大幅減少につながる）
- ・機器の配置変更、客席の動線変更等による業務効率の改善
- ・店舗の営業時間変更等により、残業時間削減、休日取得促進等の環境づくり
- ・厨房内通路の整理・整頓（余計な物を置かない）
- ・日常清掃に専門業者導入
- ・引き渡し時（新店、リニューアル）に店舗の安全チェック



チェーン系カフェ

特徴

軽食等の提供のために刃物を使うものの、その頻度は他の業態と比べ低いにも関わらず、切れ・こすれ災害が最も多発しています。これは、ガラスなどガラス製品等の使用頻度が高いからと推察されます。また、取扱商品の特徴から、高温・低温物との接触災害（ヤケド等）も多発しています。動作の反動・無理な動作起因災害、はさまれ・巻き込まれ災害も多く、前者は作業スペースが極端に狭いことに、後者は様々な機器を使用することに起因していると考えられます。

10代、20代の被災者が7割を超え、若年層の労働災害が極めて多く見受けられます。店舗が狭く店員数が少ないため、初心者の段階から厨房機器の取り扱いを含む多様な業務が求められ、その結果、経験年数6か月未満、1年未満の経験の浅い店員の労働災害が多いと推察されます。

彼らへの安全教育が重要になります。インターネットや映像教材の活用等、若者が受け入れやすい教育が有効と思われます。

安全活動事例

- ・社内ポータルサイトでアンケート調査によるヒヤリハット事例の収集
- ・全店で発生した労働災害の情報共有（メール配信、冊子作成）
- ・エリアマネジャーによる安全指導

配達飲食サービス

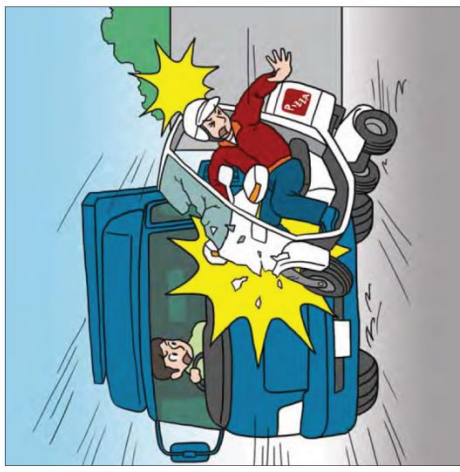
特徴

交通事故（道路）が4割を超え、配達という業態特性を如実に反映しています。配達員は男性が多く男性の被災が多発しています。墜落・転落災害が飲食店平均よりも高いですが、これはマンションの2～3階等への階段利用をはじめとする配達に起因すると考えられます。配達飲食サービスは配達時間の厳守が重視され、このことが無理な運転による交通事故の発生につながっていると考えられます。

被災割合が高い経験年数6か月未満の新店員に対する自転車、バイク等の安全運転教育の充実が求められます。

安全活動事例

- ・労働災害の全店情報共有化
- ・フランチャイズオーナー、店長に対し、労働災害防止に関する通達（厚生労働省「飲食店を営営する皆さまへ 労働災害の防止のためのポイント」資料添付。休憩室に労災指定病院掲示の指示）
- ・外部セミナーの受講



特徴

小売業と飲食店の中間業態であり、小売業の頻発災害である転倒災害、動作の反動・無理な動作災害、墜落・転落災害と、飲食店の頻発災害である切れ・こすれ災害、高温・低温物との接触災害が混在しています。50代以上の高齢層の女性の労働災害が多発しています。弁当・惣菜は、主婦が日常的に行っている調理の延長線上にあるため、油断が生じやすいという傾向があるといえます。また、「交通事故(道路)」が比較的多く、これは、店頭販売だけでなく、商品の配達を行う店も多いためと考えられます。自転車、バイク等の安全運転教育の充実が求められます。

安全活動事例

- ・全社的なSS活動（毎日の清掃時間帯の設定、期間別活動テーマの設定等）
- ・器具・備品等の置き場所を全店統一基準で設定



飲食店における安全上の課題

飲食業における安全上の課題（例）

指標	想定される課題
先が尖ったものや割れ物を扱う	・切れ・こすれによる労働災害が発生しやすい
店舗が複数階に渡る	・階段等における墜落・転落の危険が生じる
作業空間（バックヤード・調理場等）が狭いあるいは未整理	・棚等からの商品や機具等の落下の危険度が増す ・転倒したり無理な姿勢を強いられたりするおそれが高まる
包丁等やスライサーを使用する	・切れ、はさまれ・巻き込まれによる労働災害発生リスクがある
火気、油、電熱器等を扱う	・ヤケドの危険がある
水の使用量が多い	・床が濡れやすく、転倒の危険度が増す
深夜営業を行う	・事故発生時の初期対応が不十分になりやすい
パート・アルバイト比率が高い	・安全教育を十分に受けていない店員が多い
フランチャイズ店が多い	・本部の指導が各店まで届きにくい場合がある
配達を行う	・交通事故。階段等での転倒のリスクがある



指標	ファストフード	チェーン系専門飲食店	ファミリールレストラン	チェーン系居酒屋	チェーン系カフェ	配達飲食サービス	持ち帰り飲食サービス
割れ物等を扱う		○	○	○	○		
複数階にわたる	△						
作業空間が狭いなど	○	○		○	○	○	○
包丁等を使用する	△	○	○	○	○	△	○
火気・油等を扱う	○	○	○	○	○	○	○
水の使用量が多い		○	○	○		△	
深夜営業を行う	○	△	○	○	○	△	
パート等が高比率	○	○	○	○	○	○	○
フランチャイズ店が多い	○	○		○	○	○	○
配達を行う						○	

* ○は該当するもの。△は該当するがウエイトが低い、あるいは店舗によっては該当することがあるもの。

おわりに

いかがでしたか。ご覧いただいたとおり、飲食店には様々な業態があり、その業態特性に応じた効果的な労働災害防止対策が必要です。

労働災害防止には、まず、そこで働く人の安全意識を向上させるための教育が必要です。そして、具体策には、安全性とともに作業性を向上させる対策（業務改善等）が有効です。整理整頓はその代表格です。また、滑りにくい安全靴、保護手袋、保護衣等、保護具の着用、包丁の正しい使い方等、安全な調理方法、自動車、バイクの運転等について、安全のルールづくり、安全教育の充実などが求められます。

1. ファストフード	5. チェーン系カフェ
注文から5分程度以内の短時間で手軽な食品を提供する。ハンバーガー、フライドチキン、ドーナツ、サンドイッチ、牛丼等丼物、うどん等の店舗がある。客単価は500円前後と低いが、顧客の店内滞留時間が短く、高回転率で低価格をカバーする。セントラルキッチンで調理したものを準備し、店は最終仕上げだけを担う。商品はカウンター受け渡し、セルフサービスを基本とする。徹底したマニュアル化が図られ、従業員は特別のスキルを必要とせず、パートやアルバイトが大部分を占める。	「コーヒーショップ」と「エスプレッソ・バー」の2タイプ。前者はファストタイプで、廉価、カウンターサービス、セルフサービス、テイクアウト販売等が特徴。一方後者は、より本格的なコーヒーを提供し、やや割高、テーブル席中心。ただ、ファストタイプに変わりはない。ケーキなどを併せて小売する。サンドイッチ等を店内調理。パスタ等の軽食を提供、夜はアルコールを提供するところもある。
2. チェーン系専門飲食店	6. 配達飲食サービス
ラーメン、回転寿司、中華、大衆食堂、とんかつ、焼肉、カレー、ハンバーグ、ステーキ等、カテゴリーは多岐にわたる。ファミリールレストランと比べ、以下のような相違点がある。 ・テーブル配置の密度がやや高く、カウンターを主とするものもある。 ・マニュアルサービスを基本としつつ、ファミリールレストランよりきめ細かな接客を行う。 ・仕込み等は共同のセンターで行うが、調理は各店舗の厨房で対応するウエイトが高い。	店舗で調理したものを顧客が求める場所に届ける。学校、病院等の給食や、顧客の求める場所で調理したものを提供する業態も含まれる。代表的なものとして、宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋、デリバリー専門店、給食センター、ケータリングサービス店等がある。
3. ファミリールレストラン	7. 持ち帰り飲食サービス
家族連れの顧客に対応できるよう、ゆったりとしたテーブル配置等による空間づくり、幅広いメニューを廉価な価格で提供する。コストダウンのためドリンクバーなどのセルフサービス併用の場合も多い。セントラルキッチン方式を採り、店舗の厨房では、温める、焼く、揚げるなどの加熱処理と盛り付けが主たる作業となる。メニューは、西洋料理を中心に和食や中華も揃える形が基本だが、イタリアン、和食、中華等、特定ジャンルを提供する店も増えている。	店内に飲食用設備を持たず、顧客は、注文し店内で調理されたものを持ち帰る。また車両等を使って不特定な場所で、顧客は、注文し調理されたものを持ち帰る業態もある。持ち帰り寿司店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売（調理を行うもの）等がある。
4. チェーン系居酒屋	
従来からある個店経営の居酒屋や小料理屋に対し、店舗が大きく料理メニューが豊富である。飲み物も、ビール、焼酎、日本酒という定番ドリンクだけでなく、ワインや各種のサワー、ソフトドリンクなど揃えが豊富で、女性客や家族連れでも気軽に利用できるという特徴もある。かつてはセントラルキッチンで調理済みの料理を提供するものが多かったが、近年は仕込みまですセンター処理し、調理は店内で行う形が主流になりつつある。	

【参考文献】
労働安全衛生総合研究所技術資料（UNIOSH-TD-No.6(2016)）、
多店舗展開している小売業・飲食店における業態別労働災害
データ分析

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
労働安全衛生総合研究所
〒204-0024 東京都清瀬市梅園 1-4-6
TEL：042-491-4512 FAX：042-491-7846
URL：https://www.jniosh.go.jp/

～STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

- ## 都内の転倒災害発生状況

(1) 重点取組期間に実施する事項

- ① 6月の実施事項
 - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、防止対策の実施（定着）状況の確認
- ② 準備期間（冬季前）の実施事項
 - ア 積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起
 - イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4 s（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等のほか台車等の障害物の除去

(3) 冬季における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう

チェック項目		チェックシート
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	☐
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

動画で見られる資料「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」を掲載しました

「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」（動画）

厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、上記にある「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

また、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」には、皆様の安全活動をサポートする転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しています。

転倒や腰痛は、日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめているので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。

掲載先「職場のあんぜんサイト 転倒 視聴覚教材」で検索
アドレスは下記、QRコードは右

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyoza.html>



STOP! 転倒災害

プロジェクト

転倒災害について



I はじめに -①

STOP! 転倒災害 プロジェクト

▶ 職場でこんなことはありませんか？



▶ 仕事中なら、これらは全て労働災害です！

出典：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」「ヒヤリハット事例」

厚生労働省では、「『見える』安全活動コンクール」を実施しています。
企業・事業場で実施されている転倒災害を防止するための安全活動の創意工夫事例（見える化事例）を募集し、公開していますので、参考にしてください。

（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所では、滑りによる転倒災害を防止するための映像教材を作成し、公開していますので、参考にしてください。



映像教材は↓から閲覧することができます。

http://www.jniosh.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2016_05.html

安衛研 転倒 検索

職場での腰痛を予防しましょう！

「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上職業性疾患の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

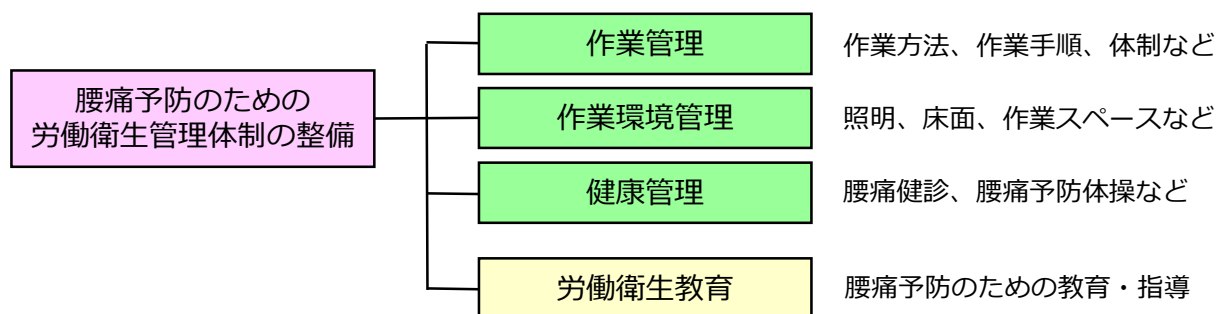
皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に取り組むことができます。

作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント〔指針〕

作業管理

■自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

■作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおよそ90度になる高さとする。

■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにする。

■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

作業環境管理

■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくなるので、適切な温度を保つ。

■照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

■振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

健康管理

■健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

■腰痛による休職者が職場に復帰する際の注意事項

腰痛は再発する可能性が高いので、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

労働衛生教育のポイント〔指針〕

■労働衛生教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業などに従事する作業員に対しては、その作業に配置する際やその後、必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

〔教育内容〕

- ・腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チェックリストの作成、活用方法など）
- ・腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るための対策）
- ・腰痛予防体操（職場でできるストレッチの仕方など）

■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

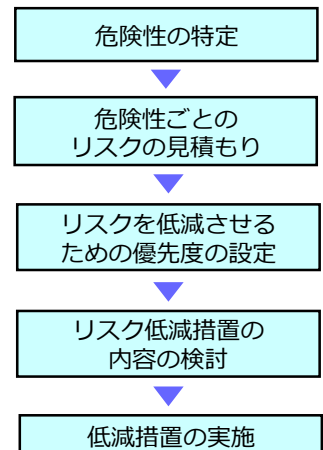
リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

■リスクアセスメント

腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、合理的・効果的な対策を立てることが重要です。

そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関与する要因についてリスクアセスメントを実施する必要があります。

リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽を洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスクの大きさ（重大さ＋可能性）を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法です。

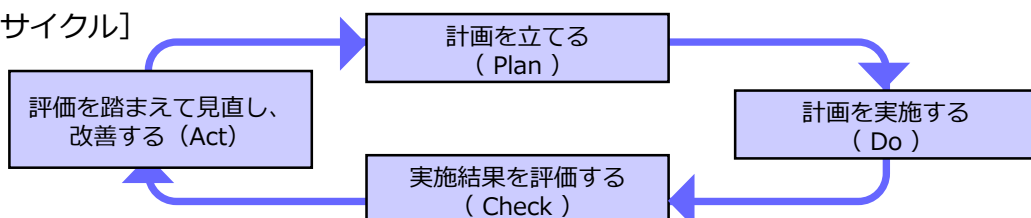


■労働安全衛生マネジメントシステム

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせて総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要です。

リスクアセスメントの結果を基に、「計画を立てる（Plan）」→「計画を実施する（Do）」→「実施結果を評価する（Check）」→「評価を踏まえて見直し、改善する（Act）」という一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。

〔PDCAサイクル〕



作業別 腰痛予防対策

腰痛の発生が比較的多い作業については、個別の腰痛予防対策を示します。

1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置などの使用による省力化を図る。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性（満18歳以上）は体重のおおむね40%、女性（満18歳以上）は、男性が取り扱う重量の60%程度とする。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置する。
- ・長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせる。
- ・1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせることが望ましい。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにする。

3 座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行き寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高さなど、作業者の体格に合ったものを使用させる。
- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く範囲内に配置する。
- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節（脊椎の根元にある関節）などに負担がかかるため、できるだけ避けるようにする。

4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てる。
- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない。福祉用具を活用する。
- ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生していないか確認する体制を整備する。

5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、トラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなるので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取らせるようにする。
- ・長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチを行った後に作業を行わせる

指針全文(H25.6.18付け基発0618第1号)は、厚生労働省ホームページの「法令等データベースサービス(通知検索)」または、報道発表資料(H25.6.18)をご参照ください。

詳細は検索で

職場における腰痛予防対策指針

検索

法令による重量物取扱い等

(労基法64条の3・女性則2条、年少則6条)

満18歳以上 女性	断続: 30kg 未満 継続: 20kg 未満	満16歳以上 満18歳未満 男性	断続: 30kg 未満 継続: 20kg 未満
満16歳以上 満18歳未満 女性	断続: 25kg 未満 継続: 15kg 未満		
満16歳未満 女性	断続: 12kg 未満 継続: 8kg 未満	満16歳未満 男性	断続: 15kg 未満 継続: 10kg 未満

- 作業標準の作成：作業時間、作業量、作業方法、姿勢・動作の注意、使用機器の点検と使用方法、作業前の体操等を示す。

- 持ちやすい形等：取っ手等の取り付け、重量表示等



STOP! 一酸化炭素中毒災害

飲食店、パン・菓子製造店等において、燃焼機器の不完全燃焼等による一酸化炭素中毒が多く発生しています。

一酸化炭素は無色無臭であるため、ばく露しても気づかずに、頭痛、吐き気、めまいなどを感じ、一酸化炭素中毒に気づいたときには四肢が動かず逃げられないという事態も考えられる大変恐ろしい疾病です。

近年では、飲食店等での中毒災害が多く発生しており、東京労働局管内においても、平成 29 年 4 月にパン製造店において 8 人（2 件）が被災する重大災害が発生しています。ガス燃焼機器等を使用している場合は、以下のチェック項目を参考に安全対策を徹底してください。

一酸化炭素中毒を起こさないためにチェックしましょう



[換気設備・燃焼器具関係]

- ☐ 十分な能力の換気設備を設置していますか？
- ☐ 燃焼機器を使用する際には、必ず換気装置を稼働させていますか？
- ☐ ガスの燃焼、換気状況についての定期点検・補修を行っていますか？
- ☐ 給排気口に異物等は有りませんか？

[警報装置関係]

- ☐ 一酸化炭素の警報装置（CO 警報センサー）を設置していますか？
 - ☞ 警報装置が作動した場合は、状況に応じて、ガス燃焼機器の使用の停止、換気又は適切な避難措置等を行ってください。
- ☐ 燃焼器具に不完全燃焼警報装置機能が付いていますか？

[管理面関係]

- ☐ 一酸化炭素中毒防止に係るマニュアルを整備していますか？
 - ☞ ガス燃焼機器使用に当たっての換気設備の作動手順、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検、一酸化炭素警報装置作動時の対応等マニュアルを作成・整備し、関係労働者へ周知と遵守を徹底してください。
- ☐ 労働者に対し、十分な安全衛生教育を行っていますか？
 - ☞ 燃焼器具を使用する際には、換気設備の稼働を確認するようにしましょう。
 - ☞ 異常に気づいた時にはすぐに作業を中止しましょう。
- ☐ ガス燃焼機器を使用している室内の給気は十分行われていますか？

* 裏面の、東京労働局管内で発生した飲食店等における一酸化炭素災害発生事例を御参照ください。

* 全国における一酸化炭素中毒事例及び原因は、厚生労働省ホームページ（職場のあんぜんサイト）で閲覧できます。

職場のあんぜんサイト

検索



東京労働局健康課・労働基準監督署



労働安全衛生法に基づく教育

1	雇入れ時の安全衛生教育	安衛法第59条1項、規則35条
2	作業変更時の安全衛生教育	安衛法第59条2項、規則35条
3	特別教育*	安衛法第59条3項、規則36条
4	職長教育	安衛法第60条、施行令19条、規則40条
5	危険又は有害業務従事者の安全衛生教育	安衛法第60条の2、規則40条の2
6	労働災害防止従事者の能力向上教育	安衛法第19条の2、規則24条
7	健康教育	安衛法第69条
8	労働災害防止業務従事者講習	安衛法第99条の2

メンタルヘルスにかかる教育も忘れずに！

*事業者が行う特別教育について

- ①特別教育の細目は、厚生労働大臣が定める「安全衛生特別教育規程」（改正 厚生労働省告示第363号）に基づいて実施すること（労働安全衛生規則第39条）。
- ②特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存すること（労働安全衛生規則第38条）。

労働安全衛生法では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については、一定の資格（免許を受けた者や技能講習を修了した者）を有するものでなければ就業させてはならないことになっています（安全衛生法第61条第1項）。

*就業制限に係る業務は労働安全衛生法施行令第20条に定められています。

安全作業マニュアルの遵守状況の確認などについて

○ 基本的な安全管理の取組が徹底されていないことにより死亡に至った災害が散見されます。

災害事例	基本的な安全管理の取組
配達先のスーパーマーケットで、荷受け口付近にトラックを止め、荷台に乗って荷おろし作業を行っていたところ、勾配によりトラックが後方に動き出したため、トラックの後方から制止しようとしたが、トラックに轢かれたもの。	パーキングブレーキの使用等の逸走防止措置を講じること。
加工機のシリンダーロールを停止せずに、シリンダーロールの表面の調整を行おうとしたところ、シリンダーロールとゴムロールの間に腕を巻き込まれたもの。	調整作業の際に、シリンダーロールを停止させること。



- 各事業場で整備している安全作業マニュアルについて、労働者への教育や、掲示等による見える化、朝礼・ミーティング、安全パトロールなどを通じて、労働者への周知をお願いします。
- 安全作業マニュアルの遵守状況の確認をお願いします。

- 労働安全衛生規則
(雇入れ時等の教育) 第三十五条
- 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、**教育を行わなければならない**。ただし、**令第二条**第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。
 - 一. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
 - 二. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
 - 三. 作業手順に関すること。
 - 四. 作業開始時の点検に関すること。
 - 五. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
 - 六. 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
 - 七. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
 - 八. 前各号に掲げるもののほか、当該**業務に関する安全又は衛生のために必要な事項**
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

安衛令 第二条	業 種
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
第2号	製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業
第3号	その他の業種

外国人労働者の労働災害防止にかかるテキスト

東京労働局のホームページからダウンロードできます ⇒



安全に働くための基本

建設業
英語、ポルトガル語版

- Anzen ni hataraku tame no kihon
- Basics for safety at work
- Medidas básicas para a segurança no trabalho



東京労働局



- 服装の乱れはけがのもと。ボタンを付けて、袖口を締めてよ。
- Fukuusō no midare wa kega no moto. Botan o kakete, sodeguchi o shimeyo.
- Loose clothes can cause an injury; fasten every button and cuff.
- Roupa vestida com desalxo é causa de acidente. Aperte completamente a roupa; feche bem os punhos das mangas.



- けがら毒を恐れ、決められた保護具を着用せよ。
- butsu kara mi o memore. Kimerareta hogogu o
- tom danger and hazardous substance; put on the equipment as instructed.
- substâncias nocivas e perigosas. Utilize proteção especificadas.



- 墜落・転落はおおむねに注意、足元を確認。手すりを持つて。
- Tsuiraku. Tenraku wa ōkega ni chokketsu. Kaiden dewa ashimoto o kakunin. Tesuri o mote.
- Fall can lead to a serious injury; watch your step and hold the handrails on the stairs.
- Quedas podem causar ferimentos graves. Caminhe com cuidado e segure-se no corrimão ao subir ou descer escadas.

2



- 床のぬれ、転落、怪我に注意。前方、足元を確認。
- Yuka no densen, zanzai, mizukobore ni kakunin shinagara hōō seyo.
- Beware of the floor with unevenness, spilled water; watch your forward.
- Cuidado com diferença de níveis e água derramada no chão. Evite observando objetos à sua frente.

職場内の危険への対処の基本

建設業
英語、ポルトガル語版

- Shokubanai no kiken eno taisho no kihon
- Basic against hazards at work
- Medidas para Prevenção de acidentes no trabalho



東京労働局

ニュース&トピックス

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

窓口案内

労働局について

ホーム > ニュース&トピックス > 労働基準監督署からのお知らせ(監督署の一覧) > 青梅労働基準監督署からのお知らせ > 青梅労働基準監督署からのお知らせ

ニュース&トピックス

青梅労働基準監督署からのお知らせ

青梅署のとりくみ

- 外国語標識例(5か国語:建災防統一標識)クリック! (2MB;PDFファイル) 

立入禁止



Do Not Enter

禁止入内

CẤM VÀO

Dilarang! Masuk

BAWAL PUMASOK

禁煙



No Smoking

禁止吸烟

CẤM HÚT THUỐC

Dilarang! Merokok

BAWAL MANIGARILYO

頭上注意



Watch Your Head

当心头顶

CHÚ Ý TRÊN ĐẦU

Awas! Bagian Atas Kepala

INGATAN ANG ULO!

開口部注意



Danger: Opening in Floor

当心开口处

CHÚ Ý LỖ MỠ

Awas! Ada Lubang

MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG

安全帯使用



Wear Safety Belt

必須系安全带

SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN

Gunakan Sabuk Pengaman

MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALIGTASAN

保護帽着用



Wear Helmet

必須戴安全帽

ĐỘI MŨ BẢO HỘ

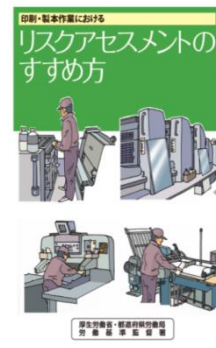
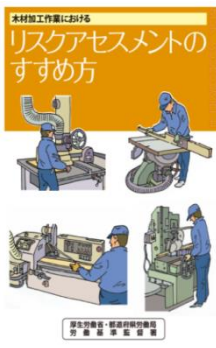
Gunakan Topi Pelindung

MAGSUOT NG HELMET

渋谷労働基準監督署から

労働局 導業務関係

/tokyo-roudoukyoku/roudoukyoku.html



職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計

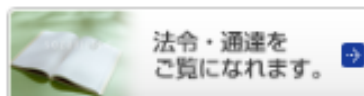
災害事例

リスクアセスメント
実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

厚生労働省のロゴ及びシンボル
マークを不正使用したホームペー
ジに御注意ください。



法令・通達を
ご覧になれます。

労働災害統計

- 労働災害発生速報
- 労働災害統計
- 労働災害原因要素の分析
- 労働災害動向調査
(度数率 強度率)

災害事例

- 労働災害事例
- 死亡災害データベース
- 労働災害(死傷)データベース
- ヒヤリハット事例
- 機械災害データベース

教材・資料



家内労働者が安全で健康に働くための

家内労働
あんぜんサイト

セミナー・講習会のご案内



応募の受付は終了いたしました。投票開始は11月1日です。



令和元年度「見える」安全活動コンクールを開催します!

交通労働災害の現状と防止対策

※交通労働災害防止のためのガイドラインが改正されました

STOP!

転倒災害プロジェクト

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

安全衛生優良企業公表制度

第13次 労働災害防止計画

機能安全による機械等の安全確保



あんぜん
プロジェクト

お知らせ

→ 一覧はこちら

- 10月7日 ▶ 【メンテナンスのお知らせ】
10月16日(水)19:00~24:00の間、メンテナンスのためHPへのアクセス
ができなくなりますので、あらかじめご了承ください。
- 9月26日 ▶ GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報を更新しました。
- 9月12日 ▶ 労働災害発生速報を更新しました。
- 9月6日 ▶ 【メンテナンスのお知らせ】

職場のあんぜんサイト

検索



ホーム HOME	JNIOISHについて 組織情報	研究グループ 研究活動の紹介	刊行物・報告書等 研究成果一覧	広報・イベント情報 イベント・共同研究・施設貸与等	調達情報 入札公告・契約締結状況等	採用情報 研究員・臨時職員等
-------------	---------------------	-------------------	--------------------	------------------------------	----------------------	-------------------

ホーム > 刊行物・報告書等 > 報告書・リーフレット等 > 【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

刊行物・報告書等 研究成果一覧
▶ 刊行物・報告書等
▶ 研究・調査報告トピックス
▶ 知的財産権

【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

第12次労働災害防止計画（平成25年度-29年度）において、小売業では転倒災害の割合が34%と高く（全業種では約20%）、個人の行動に着目した新しい労働災害防止の手法が必要であると指摘されています。このような実態を踏まえ、当研究所では平成25年度に開始したプロジェクト研究「労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及」のサブテーマ「小売業における転倒災害防止支援策の検討と普及」において、小売業の中でも店舗の規模によらず施設形態が類似しているスーパーマーケットに焦点を当て、転倒災害防止に向けた対策ツールの検討を進めてきました。

スーパーマーケットの特徴として営業時間が長く、基本的に従業員全員が集まる機会がなく、非正規従業員（パート、アルバイト等）に依存していること等が知られています。そのため、きめ細やかな安全衛生教育を実施するのが困難な状況にあります。そこで前述の研究成果として、動画を見るだけで滑りによる転倒災害の防止に必要な情報を効果的に得ることができる映像教材を作成しました。本映像教材は3編から構成されています。スーパーマーケット等の小売店をターゲットにした内容となっていますが、どなたがご覧になっても滑りによる転倒災害防止に必要な知識を分かりやすく学ぶことができる内容に仕上げました。各動画をクリックするとご覧いただけますのでご利用ください。

<注意>

本映像教材ファイルを社内ネットワークに保存してご使用したい等をご希望される場合は、所定の申請書をお送りしますので、以下の連絡先までお問い合わせください。
 申請が受理されると、使用許可書をお送りします。

<連絡先>

リスク管理研究センター 大西 あて
 aohnish(at)s.jniosh.go.jp
 ※(at)は半角のアットマークに置き換えてお送りください。

【動画のリンク先は、外部サイト（YouTube）になります。】

- 導入編 滑りにくい作業環境を作りましょう



- 対策編① 滑りにくい床にしましょう



～ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～



中災防について > 全国事業拠点 > 採用情報 >

ENGLISH | Q&A | Google | カスタム検索

圖書・用品
販売サイト

会員登録
のご案内

中災防

中災防について > 全国事業拠点 > 採用情報 >

中災防について > 全国事業拠点 > 採用情報 >

圖書・用品
販売サイト

会員登録
のご案内

[illegible]

リスクアセスメントを 実施するための規程(例)

[illegible]

とく、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

国語の活用

ホームに戻る

国語・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム

政策について

労働安全衛生

労働災害

労働環境

安全・衛生

職場における安全対策

交通事故防止対策

交通安全労働災害を防止するために

交通安全労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めており、そのうち6割以上が運送交通事故で発生しています。このため、トラックやバス、タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、自動車などの運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。

- PDF版
- 交通安全労働災害を防止するための【PDF版】(1,125KB)
 - 以下のページにて、交通安全労働災害防止についての詳細をご覧ください。
- 関係のあつせんサイトへのリンク
 - 交通安全労働災害の現状と防止対策
- 交通安全労働災害防止のためのガイドラインについて
 - 交通安全労働災害を防止しよう【交通安全労働災害防止のためのガイドライン】のポイント

関係先

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

物流・サービス産業・マネジメント院

電話 03-5253-1111(内線5488)



QRコード



厚生労働省

※40歳以上 卒後研修 卒後フォローアップ

※70歳以上 卒後フォローアップ

文字サイズ A B C

印刷 印刷

職場のあんげんサイト



働く人の安全を守るために事業に活用を支援します。職場の安全と健康を応援します。
個人・企業・自治体が安全文化を醸成します。

検索

労働安全衛観計

災害事例

リスクアセスメント
実施支援システム

安全衛生アドバイザー

化学情報

免許・技能講習

主として、事業場での活動の円滑な推進を支援するシステム

リスクアセスメントの実施支援システム

労働安全衛観計を対象として建設、製造、サービス業、運輸業の4業種の作業、業務別にリスクアセスメントの支援を支援します。

初年度での作業
業務支援の
安全支援

製造業、サービス業、運輸業

建設業

製品組立作業

アトリスを組立たい方法

解説

熱処理作業

アトリスを熱たい方法

解説

溶接作業

アトリスを溶たい方法

解説

成形作業

アトリスを成形たい方法

解説

木材加工作業

アトリスを加工たい方法

解説

塗装作業

アトリスに塗装たい方法

解説

めっき作業

アトリスをめっきたい方法

解説

金属加工作業

アトリスを加工たい方法

解説

印刷・製本作業

アトリスを印刷たい方法

解説

動画
印刷
ダウンロード
お問い合わせ



産業保健総合支援センター・地域窓口

「産業保健総合支援センター（産保センター）」では、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援

<http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



産業保健総合支援センター

検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。



支援

【労働者健康安全機構】

0570-783046



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1253/Default.aspx>

産業保健関係助成金

検索

治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県ごとに両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説
サイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nitsuite/bunya/0000115267.html>



治療と仕事の両立

検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>



治療と仕事の両立支援 助成金

検索

腰痛予防対策

腰痛予防対策講習会の案内のほか、腰痛予防に関する通達、パンフレット等を掲載しています。

支援

解説
サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei02.html



職場における労働衛生対策

検索

メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム」（無料）がダウンロードできます。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



こころの耳

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。



解説
サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anken/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。



支援

解説
サイト

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/kitsuen/index.html



職場 受動喫煙

検索

働き方改革

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進することを目的に、長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の実現等のための措置を講じます。

解説
サイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



働き方改革

検索

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を策定しました
(令和元年7月12日付け基発0712第3号)

このガイドラインは、パソコンなど、情報機器を使って作業を行う労働者の健康を守るためのガイドラインです。

情報機器作業による労働者の心身の負担を軽くし、支障なく働けるようにするため、事業者が講ずべき措置をまとめています。

ガイドラインの枠組み

○作業環境管理

情報機器作業を行う環境の整備方法について説明しています。
(例：ディスプレイの明るさ、情報機器や机・椅子の選び方)

○作業管理

情報機器作業の方法について説明しています。
(例：一日の作業時間、休憩の取り方、望ましい姿勢)

○健康管理

情報機器作業者の健康を守るための措置について説明しています。
(例：健康診断、職場体操)

○労働衛生教育

上記の対策の目的や方法について、作業員や管理者に理解してもらうための教育について説明しています。



ポイント：近年の情報機器作業の多様化や技術革新にも対応

作業区分を見直し、タブレットやスマートフォンに関する事項を盛り込んでいます。
作業区分に応じた対策については、裏面で詳しく説明しています。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生

職場における労働衛生対策

ここからダウンロードできます



「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（旧）からの変更内容

平成14年4月5日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」は廃止しました。

- ・「VDT」から「情報機器」へ名称の変更
- ・技術革新への対応として、タブレットやスマートフォンに関する事項などの技術的見直し
- ・情報機器作業の多様化を踏まえた作業区分の見直し

作業区分の変更内容（概要）

旧	VDT作業時間	作業の種類	作業環境管理	作業管理	健康管理
A	1日4時間以上	単純入力型、拘束型	照明・採光 グレアの防止 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1、2回の小休止 次の連続作業までに10～15分の作業休止 ＊作業区分Aは「設定」、作業区分Bは「指導」 ＊作業区分Aは、1日の連続作業時間への配慮	VDT機器の選択 機器や姿勢の調整
	1日2時間～4時間 1日4時間以上	単純入力型、拘束型、 対話型、技術型、監視型、その他の型			
C	1日2時間未満	単純入力型、拘束型	必要に応じ上記に準じて行う		自覚症状を訴える者のみ上記の検査を行う
	1日4時間未満	対話型、技術型、監視型、その他の型			
新	作業区分の定義		作業環境管理	作業管理	健康管理
拘束性のある作業（注1）	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって次のいずれか： ・常時ディスプレイを注視、または入力装置を操作 ・休憩や作業姿勢の変更に制約		照明・採光 情報機器の選択 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1、2回の小休止 次の連続作業までに10～15分の作業休止 ＊「拘束性のある作業」は、1日の連続作業時間への配慮	機器や姿勢の調整
それ以外（注2）	上記以外の情報機器作業対象者				

注1：作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの（全ての者が健診対象）
注2：上記以外のもの（自覚症状を訴える者のみ健診対象）

職場における 受動喫煙防止対策

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より全面施行されます。
本法律により、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わります。



2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
		7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙	
		4/1 全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙	

■標識イメージ



■標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所がある場合は、喫煙室と、その施設の主な出入口の見やすい場所に、その旨を表示しなければなりません。

■運用に当たって守らなければならないこと

- ・ 20 歳未満の者を喫煙専用室に立ち入らせてはなりません。
- 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること
 - ・ 専ら喫煙をすることができる場所である旨
 - ・ 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙専用室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること

「第13次東京労働局労働災害防止計画」推進中！

Safe Work TOKYO

～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局では「Safe Work TOKYO」ロゴマークの使用を推奨し、安全・安心な職場を実現するための取組を推進しています

ロゴマーク ～セーフ・ワーク・トーキョー～ Safe work TOKYO



「K」の文字
安全確認の指差し
呼称をする人物を
模したもの

背景のマーク

- ・「未来への架け橋」を虹をイメージしてデザイン
- ・緑は東京労働局と東京都のシンボルに使用される色

Safe Work

- ・「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意志を示すもの
- ・国連の専門機関であるILO（国際労働機関）でも使用されているフレーズ



表示例（保護帽）

ロゴマークを活用して

- ◆ 労働災害防止活動の推進
- ◆ 事業場内外の安全意識の高揚を図りましょう

東京労働局のホームページからダウンロードできます
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>



ロゴマーク

Safe Work TOKYO 検索



厚生労働省東京労働局労働基準部



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



青梅労働基準監督署



「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」